

# 130の「小さな叫び

## 保育施設での事故例調査報告書



徑一を返せ  
No. 9

徑一ちゃんの死をムダにしない為に保育を考える会

# 130の小さな叫び

保育施設での事故例調査報告書

徑一ちゃんの死をムダにしない為に保育を考える会

序にかえて

## 東径一ちゃんの死と裁判

### 調査の概要

調査目的・調査の契機・調査方法・調査期間・調査主体

### 調査の結果

①事故例数と発生年度	19
②事故例数と発生地域	20
③事故と月例	21
④事故例と死因と月令	22
⑤死因	23
⑥事故例と保育施設の形態	25
⑦保育施設別・月令別に分けたグラフ	26
⑧事故と保育状況——保母は保育室に居たか	27
⑨" " " " " ——うつ伏せ状態での事故	29
⑩" " " " " ——就寝中の事故	30
⑪" " " " " ——一人保母での事故	31
⑫" " " " " ——夜間保育所での事故	32
⑬" " " " " ——入園直後の事故	33

#### 表紙の説明

保育施設で亡くなった、美香ちゃん、美野ちゃん、賢太ちゃん、薫ちゃん、久美子ちゃん、竜太郎ちゃん、寧ちゃん、有希ちゃん、かおるちゃん、久美ちゃん、佳子ちゃん、健吾ちゃん、一聖ちゃん、理ちゃん、徑ちゃん、和彦ちゃん、裕美ちゃん、真理子ちゃん達の生前の元気な写真を集めました。

18

17

6

4

④事故発生の時間帯	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
⑤父母と保育施設との関係	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
⑥事故後の対応	親	.....	.....	.....	.....	.....	.....
⑦ " "	保育施設	.....	.....	.....	.....	35	34

行政

41 39 37 35 34

## 保育施設に於ける事故例一覧

### 事例研究

森岡真理子ちゃんの場合	76	片岡和彦ちゃんの場合	.....	.....	.....	.....	.....
西井巧ちゃんの場合	83	市川裕美ちゃんの場合	.....	.....	.....	.....	.....
山本義守ちゃんの場合	89	86	80	.....	.....	.....	.....

### 考 察

はじめに

起こりつづける死亡事故と保育環境

死亡事故の内容——事故防止に向けて

(その1)月令と死因を考える

(その2)事故はどのような保育状況で起こったのか

事故後の対応——保育施設・親・行政

98 95 93 92

# 序にかえて

一九七二年（昭和四七年）一二月一四日、生後一才二ヶ月になり歩きはじめの長男・徑一を東京都保育室竹の塚ベビーセンター（片桐和園長）で窒息死させた私達は、このことをどう考えていいべきか、またどうしていけばよいのかわからぬままに、取材の新聞記者の人々に「貧困な福祉行政の犠牲になつた」ことを訴えました。その報道の直後に、同じように無認可保育所や家庭福祉員に預けていて子どもを亡くしたという父母たちから、励ましの手紙が何通か届きました。

新宿区の家庭福祉員宅で次男敬ちゃんを亡くされて、家庭福祉員制度そのものに問題があるとして新宿区と家庭福祉員を相手に裁判をしていた山王丸さんからの手紙には、保育施設で更に四人の子どもたちが亡くなっていることが書かれてありました。国立市の松山さん、愛知県のKさん、島根県のKさんからは、子どもを失った悲しみや憤りをどうすれば良いのかわからぬままにもんもんとした日々を過ごしているという親たちの気持が綴られてきました。

私たちがそれらの手紙を感じたことは、かけがえのない子どもを失った親たちがどうしたらよいかわからないままに孤立した状況にいること、そして、どの子どもの死も、社会的には全く無視されて闇から闇に葬り去られてしまつてゐることでした。

徑一が死ぬまで私たちは、保育所で子どもが死ぬとは考えてもみませんでした。保育所とは子どもが様々な危険から守られて楽しく健やかに一日を過ごす所だと考えていました。しかしこ何通かの親たちの手紙や、自分たちで新聞を調べてみると多くの子どもたちが亡くなっている事を知りました。

こんなに多くの子どもが亡くなっているなら、きっとどこかで検討されているだろうと思い、都民生局や厚生省へ調べに行きましたが、どこでもその実態は把握されておらず、又、公的な施設以外での事故については調べる必要性すら感じていないことをいわれてしまいました。

子どもを亡くしたあとの孤立感とむなしさで途方にくれている親たち、「無認可保育所で子どもが何人死んでも関係ない」（足立区との交渉の際に斎藤厚生部長から語られた言葉）と全く無視している行政、そして「事故」を避けてとおろうとする保育関係者たち。こうした中で

幼い子どもたちの命が闇から闇に何事もなかつたように埋り去つてしまわることに対し、私たちは激しい憤りとくやしさを感じました。そして、私たちは「徑一ちゃんの死をムダにしない為に保育を考える会」が出来支援の人がありました。その人たちと一緒に、何が多くの小さな生命を絶つたのか、再び同じ死亡事故を起こさない為にはどうしたら良いのか、という事を明らかにしようと決意しつづけてきました。私たちが不幸にして徑一を亡くして間もなく十年の年月が経ちます。その間、私たちは一度とこのような事故が起きない為に社会に訴え統計をきました。調査が進んでからは、機会あるごとに中間的にまとめをして裁判所へも提出しましたし、また最近ではベビーホテル問題が大きな社会問題になつていく中で、テレビ、新聞、雑誌などにも発表してきました。しかし事故は起りつづけています。私たちは、以前私たちが山王丸さんをはじめとする子どもを亡くした親たちに力づけられたように、事故を知るたびに、「また……」と重苦しい悲しみにおそわれながら、手紙を書いてきました。

この調査は、その内容ゆえに不明な点が多い

不充分な調査にならざるを得ませんでした。しかしこの調査の一つ一つのデーターには、そんな私たちの気持を理解し、調査に協力してくださいました親たちのくやしさ、憤りなどが込められています。何とかしなくてはと思う氣持と、もう事故のことにはふれたくない、忘れないと思う氣持が交差して、調査は難行しました。しかし、誰もが、子どもの死が社会的に問題にされないで今まできたという不満がありました。まだ未整理な調査報告書ではありますが、一三〇名の子どもたちの命の重みを一日も早く世の中に問い合わせ、子どもたちの命が奪われることのない保育環境が整備されるように祈る親たちに代り、この調査報告書を作りました。

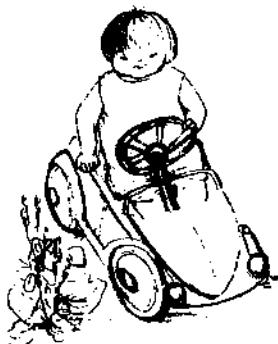
東 秀実



# 東径一ちゃんの死と裁判

- 一、徑一ちゃんの誕生
- 二、ゆりかご保育園から竹の塚ベビーセンターへ
- 三、事故当日の徑一ちゃん
- 四、事故後の動き
- 五、『徑一ちゃんの死をムダにしない為に保育を考える会』結成
- 六、竹の塚ベビーセンターの保育内容
- 七、東京地裁
- 八、徑一ちゃんの家族と、徑ちゃんの会の活動
- 九、地裁判決、そして高裁へ

## 徑一ちゃんの誕生



徑一ちゃんは一筋に貢いて生きてほしい、そんな願いをこめて両親は初めての子を「徑一」と名づけた。

東径一ちゃんは一九七一年(昭四六)、東京都港区で生まれた。東健治(当時二九才)、秀実(当時一四才)夫妻の長男である。秀実さんは妊娠中とくに変ったこともなく、出産も正常。徑一ちゃんの出産時の体重は二九七〇グラム、身長四八センチ、黄疸も軽かった。体つきは父親似ですこし小柄、色白などころは母親似だろう。

徑一ちゃんは秀実さんの産休あけまでは、混合栄養(母乳 $\frac{1}{3}$ 、ミルク $\frac{2}{3}$ )で育つた。しかし、秀実さんが職場にもどると、乳はピタリと出なくなり、ミルクだけになった。二、三ヶ

日鼻だちのキリリとした赤ちゃんだった。

健治さんの生家は、群馬で小さな酒販売店を営んでいる。六人きょうだいの三男として生まれた彼は、父を早く亡くしたため、工業高校を卒業するとすぐソニーに入社した。人一倍努力家でまじめな彼は、働きながら夜、東京理科大学に学んだ。後、少数第一組合であるソニー労働組合の活動に入っていく。秀実さんは東京生まれで三人姉妹の末娘。高校を卒業して資生堂化粧研究所に入社、その後ソニーに勤めた彼女も、二〇才の時、父を失っている。明るく快活な彼女は、健治さんの浮わついたところの全くみられない態度に惹かれたという。

こうして、一九七〇年に結婚した若い夫婦はその後も共に働きつづけた。

徑一ちゃんが誕生してまもなく、一家は足立区竹の塚の都宮住宅に引越しした。そこには、秀実さんの母・行永秀子さん(当時六〇才)が一人で住んでいた。

徑一ちゃんは秀実さんの産休あけまでは、混

月からリンゴ汁、四ヶ月から味噌汁の上澄み、と離乳は順調に進む。一時、卵を食べすぎて口のまわりにツツツができたことがあったが、すぐよくなった。白身魚、ササミ、豆腐、野菜の柔かく煮たのなどが大好きで、中でも好物はニンジンの甘く煮たおかずだった。

おもちゃでは、水色のおきあがりこぼしが大きな音のするものが大好きで、飽きず遊んだ。徑ちゃんは満一才の誕生日を迎えると、歩ける

お気に入り。タンバリンや鉄琴など、きれいな音のするものが大好きで、飽きず遊んだ。徑ちゃんは満一才の誕生日を迎えると、歩ける

一才二ヶ月になるまで、園を休んだのは予防注射の後で三八度の熱を出した時と、カゼやトビヒにかかった時のみである。

## ゆりかご保育園から 竹の塚ベビーセンタ

一へ



この夫婦にとって、共働きは当たり前のことだった。秀実さんはその育った環境から、女も経

### ベビーセンター 入園案内

1972. 11

#### 費用

申込金	2,000円
入園金	8,000円
保育料	13,000円
給食費	2,000円
(他に、毎日牛乳かヨーグルト1本持参)	
冷暖房費	1,000円

#### 保育時間

午前8時～午後6時  
(時間外、30分につき  
100円)

#### 入園のさい、用意する物

寝具一式、哺乳びん  
衣類2組  
オムツカバー  
バスタオル、タオル  
おしめは毎日持参

济力を身につける必要性を痛感していたし、働くことによって社会の矛盾を自分の問題として感じ、それに対応することで成長するとも信じていた。また、集団保育は子どもの成育にも利点をもつと考えていた。

夫妻は足立区に引越すと、すぐさま公立保育園の申込みをする。が、八ヶ月未満児は受けつけられず、やむなく近くの無認可・ゆりかご保育園に預けた。この保育時間は午前九時半から午後三時半まで。とても秀実さんの送り迎えができる時間ではない。翌年三月、送り迎えをしてくれていたおばあちゃん(行永秀子さん)が糖尿病で入院すると通園は不可能になった。

四月、ふたたび公立の申込みをするが、八ヶ月未満でダメ。(当時は足立区では八ヶ月から仕方なく、区児童課で教えてくれた無認可保育室・竹の塚ベビーセンター(以下、ベビーセンターと略する)を訪ねる。ここは都の保育室制度に基き、区の社協を通じて児童一人につき三千円の助成をうけている施設であった。片桐和

ベビーセンターでは、当初、南側の十二畳だけが乳児室として使われ、ベッドが九つ。また西北の十七畳には幼児が十一人いた。これに対して、保母数は園長を入れて四人。つまり〇才児九人、幼児十一人に対して、保母四人だからまずよかつた。しかし、六月になると電柱の貼紙広告や人づてに訪ねてきて、預ける人がつきつきふえた。西陽だけがさす西北の薄暗い部屋にもベッドがつめこまれ、十一月には総数五十四人(〇才児十二人、一才児十五人、二才以上二十七人)にふくれあがっていた。保育児数は倍以

上になつたのに、保母数は五割増、つまり二人ふえただけ。子ども五四人に保母六人である。いま、保母と書いたが、「おだやかな人柄のよい人」という条件で採用されたのは、すべて集団保育についての経験も技術も持たない主婦ばかり。もちろん、調理士や看護婦はいるはずもない。開園当初、たった一人いた資格のある保母は、園長と意見が合わず、とっくに辞めていた。園長は、ある時期、保育所と小料理屋を同じ家中で経営していたこともある。人助けのために園を始めたというが、役所への申請数二三人を三一人も上まわる五四人という保育児数からみて、ベビーセンターは公立の不足につけこんだ宮利事業で、特技のない人が手軽に始めた効率のよい金儲けの手段としか思えない。この事実を東夫妻は知らなかつた。

七月に入り、生後十ヶ月の徑ちゃんは南の〇才児室から西北の一才児室に移された。この頃病気の恢復したおばあちゃんが送り迎えをしていたが、「おむつも一日二、三回しか替えてもらつてないようだし、いつ行つても子どもがワーワー泣いていてかわいそうだよ」と告げた。三人で話し合つたが、「来年四月には公立に入れるとどうし、それまでにまた別の園に移るのは徑一にいい影響をあたえないだろうから」との結論から何も手を打たなかつた。

朝食は八時すぎ、久しぶりに家族そろつて、トースト、卵、ミカン、牛乳などの朝食。徑ちゃんはおいそうに食べた。

保育園へは大好きなお父ちゃんの自転車で初

## 事故当日の徑ちゃん



### 事故の状況

(裁判の中で明らかになつたことを整理すると、次のようになる。)

一〇、〇〇 ベビーセンターの縁側で、担当の保母が徑ちゃんを受けとる。

一一、〇〇 昼食。メニューはのりの佃煮入りのおかゆ。この後、徑ちゃんは牛乳二〇〇CC入りの哺乳びんをもつて、ベッドに入れられる。

一二、〇〇 保母たちは昼食。園長は長期欠勤、保母の内、一人は欠勤、一人は昼食後外出、園長の妹である保母は美容院へ。昼食後、五〇人からの保育児（〇才～五才）に対し、保母は二人しかいなかつた。

残つた一人の保母が起きている子のおむつを替えたと言う。

めで行けるというので、徑ちゃんは大はしゃぎ、近所の人たちにも、バイバイ！と手をふつてござげんだつた。この日、徑ちゃんは濃い青のジャージの長ズボンに、群馬のおばちゃんが編んでくれた緑のチョッキ、上には白いフカフカしたフードつきのオーバーを羽織つていた。白いオーバーは色白の徑ちゃんにはよく似合つていた。

二、一〇

この時、徑ちゃんは眠っていない  
たというが、徑ちゃんの部屋  
では全員壁ぎわに頭を置いて  
寝かされており、しかもベッ  
ド間に隙間はなくギッシリ詰  
めこまれていたから、部屋の  
中央部より寝顔や息づかいの  
確認は不可能。それからその  
保母も年長児室に寝ないでい  
る子供をねかしつけに行く。

一、一〇〇 出先からもどった担当保母が  
眠っている子のおむつを替え  
ようとして、最後に徑ちゃん  
の異常を発見する。

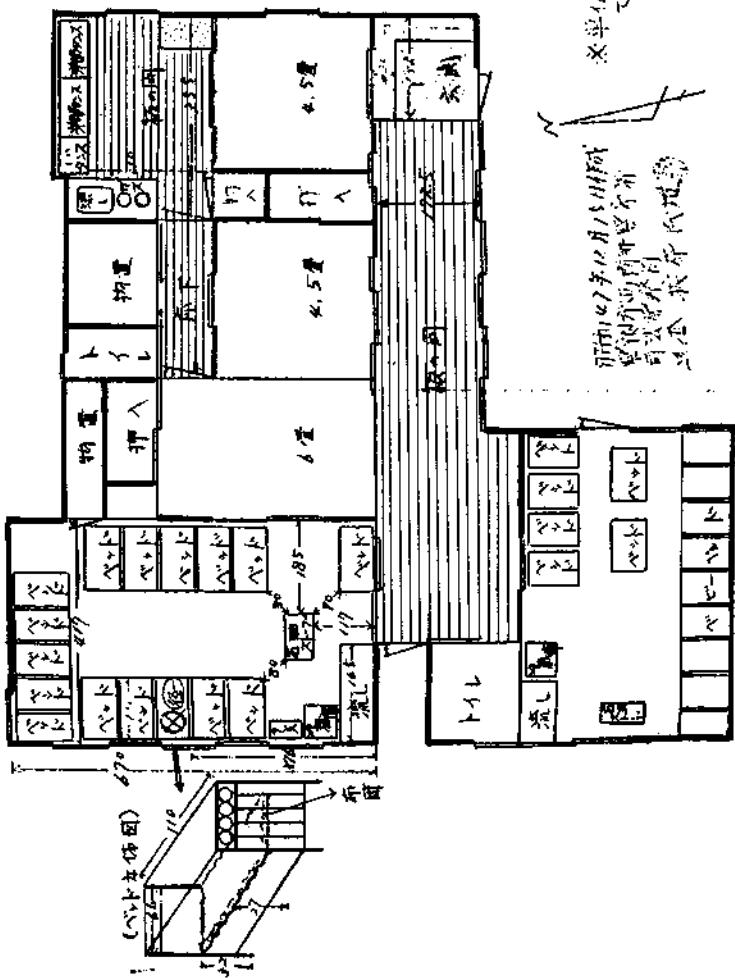
徑ちゃんはあおむけで頭をベッ  
ドの枠におしつけ、頭まで  
ふとんをかぶり、汗ぐっしょ  
りで青ざめていた。保母が抱  
きあげると、チヨコレート色  
の液状のものを吐いた。

警察の調べによると、敷ぶと  
んの上部は吐物で濡れており、  
敷ぶとんの裏側はちょうど徑  
ちゃんの体の形に湿っていた  
という。これは汗でぐっしょ  
りになっていた事実を示す。  
保母は人工呼吸など、なんの  
救急処置もしないまま、竹の  
救急病院へ抱いて運ぶ。

一、一〇〇

この時、徑ちゃんは眠っていない  
たというが、徑ちゃんの部屋  
では全員壁ぎわに頭を置いて  
寝かされており、しかもベッ  
ド間に隙間はなくギッシリ詰  
めこまれていたから、部屋の  
中央部より寝顔や息づかいの  
確認は不可能。それからその  
保母も年長児室に寝ないでい  
る子供をねかしつけに行く。

竹の塚ベビーセンター見取図



一、一〇〇

医師の診断によると、徑ちゃん  
はやや冷たくなっており、  
顔面はチアノーゼ状態、すで  
に光に対する反射なし、口中

にはミルクの塊りが少し残っ  
ていた。すぐさま、注射、人  
工呼吸、酸素吸入、気管内挿  
管による吐物吸引等の処置が  
おこなわれたが、効果なし。

二、五〇 死亡確認。窒息死（急性死）  
の診断。

警察では、死因を徑ちゃんが寝返りを打って  
ふとんが顔にかかり窒息したか、飲んだ牛乳を  
もどしてのどにつまらせたかのいずれかだとし  
た。また、園の管理に手落ちがなかったか、園  
長から事情を聴取している。これはその後、突  
然死という解剖結果により不起訴になった。

## 事故後の動き



「ない。児童施設の貧困が原因です」と語っている。というのは、二ヶ月前の日曜日、自宅からほんの百メートルの所にある公立保育園での運動会を見に行った時の印象が強く刻まれていたからだ。南に面した建物、運動会のできる園庭、楽しそうな園児たち。徑ちゃん親子は、ベビーセンターと較べてあまりに違う公立の現状に羨ましさいっぱいだった。

両親の胸に園に対する憤りが湧きあがつたのは、一週間後のことだった。徑ちゃんのふとんや荷物を引き取りがてら相当の保母からくわしい事情をきこうとしたが、園長は会わせてくれなかつた。そればかりか、事故当日には「このつぐないはどのようにしてもさせていただきます。たとえ草加の山林を手離しても」と言つていた言葉をひるがえし、「また」のような事故があると困るから、補償金を五〇万円にしてください」と経営者の冷ややかさで切りだしたのだつた。

徑ちゃんの死の報が、両親に届いたのは夕方だった。秀実さんの頸肩腕の対策のため、夫妻は労働基準監督署から東大病院へまわっていて連絡がおくれたのだ。

徑ちゃんはすでに靈安室にねかされていた。

おだやかに眠っているとしかみえない姿。思わず抱こうとした秀実さんは徑ちゃんのからだに触れてはじめて茫然となつた。冷めたい。警官に「事故死だから、監察がすむまでさわらないで下さい」と止められ、徑ちゃんの死をやつと現実のものと感じた。かたわらで、園長の「おかあさん、ごめんなさい」と謝まる声を聞きながら泣いた。

この時、夫妻にはベビーセンターを恨む気持ちは全くなかった。新聞記者にも「ちゃんとした保育所に入れたくても、なかなか入れてもらえ

子どもたちが移ると、せっかく生まれた父母会は弱体化した。園ではそうした弱みを見すかして、父母会は園とは何の関係もない旨のビルをくばり、会場を貸すことさえ断わってきた。父母といつてもいろいろで、徑ちゃんの死を我が事と考へて改善にのりだそうとする人もあれば面倒なことはいっさいお断りという人もいた。なにしろ徑ちゃんの死を新聞で知つて、「ひとり分のベッドがあいたでしようから」と、さつそく入園を申込んできた人もいる位、せっぱつまつた現実だった。

徑ちゃんの死をきっかけにしてベビーセンターニーに父母会ができるのは翌年の一月。東夫妻も特別会員になる。父母会では、親たちが日頃疑問に思いながら云いだせなかつた問題がドッと溢れだした。こうした父母の動きは、園にとってこれまでのやり方の根本的変更を迫られる大変厄介なものと受けとめられたのは疑いない。

父母会が生まれ、これでやつと徑ちゃんの死が生かされるだろうとホッとしたのは束の間だつた。四月になり、公立のあきをめがけて大半の

的經濟派。

「今の日本には経済的に共働きを必要とする人が多勢いる。また、生産活動から女性が遊離するのは本来の姿でない」とする歴史的本質派。

「女を安上りの労働力として使う資本の論理は許せない」という闘争派。等々。

秀実さんと健治さんは「何が徑一を死なせたか」を頭が痛くなるほど考え、話し合った。そ

## 『徑ちゃんの死をムダにしない為に保育を考える会』結成



長い名前の会だと皮肉をいわれることがある。落語に出てくる『ジユゲム、ジユゲム』のように、長くて一度きいた位ではとても覚えられない。会員もふだんは長くて大変だから『徑ちゃんの会』と端折ってよぶ。

徑ちゃんの死の翌朝、新聞に載った「保育行政に責任がある」との東夫妻の発言は、さざまな批判をよびおこした。

「保育園に預けたのがそもそものまちがい。徑ちゃんはきっと母親を恨んで死んだに違いない」という恐迫まいのもの。

「経済的にどうしてもやつていけない場合は別として、子どもを保育園に預けるのは無理がありすぎる」という条件派。

「私は自分の子を自分で育てているのに、保育園の子は税金で育てられて不公平」という主婦

③保育園での事故例を調査する。

④保育園で子どもを亡くした親と連絡をとる。

⑤集会やニュースその他の手段で、まわりの人々に訴えかける。

徑ちゃんの会は、保育に関する勉強を始めたばかり。足立区の所で子どもを亡くした山王丸さんの裁判闘争からいろいろ学んだ。

(一九七四年十一月、敗訴)

一方、足立区に対して四度にわたる交渉をおこなった。この交渉は「ノレンに腕押し」とはことだとの結論に達し、この問題を多くの人に考えてもらおうと訴えかけた。無認可保育室連絡協議会で、ソニー労組婦人部で、侵略Ⅱ差別と闘うアジア婦人会議で。その他、縁ある人々に機会をみつけた。

一九七三年(昭四八)三月、アジア婦人会議の女たちが肝入り役になって「徑ちゃんの死をムダにしないために保育を考える会」が発足した。中心は二〇代から四〇代の女たち。保母、学生、学校給食調理職員、組合職員、その他。独身者もいたし、母親もいた。

徑ちゃんの会では、「子どもは母親が育てるべき」との常識に抗して、加えて「子どもにどつて理想の保育とは」を考えつづける中で、大まかに云つて次のような方向性を出していった。  
①ベビーセンターの実態を正確につかみ、徑ちゃんの死因をはつきりさせる。

②対区交渉をし、また園や行政の責任を裁判で訴える。

## 竹の塚ベビーセンターの保育内容



ベビーセンターの父母会は、徑ちゃんの会ができた頃には腰くだけになっていた。そのためベビーセンターに子どもを預ける父母を訪問しての保育内容調査は、三年目に入った徑ちゃんの死に密着して具体的に問題を考えていく方向を定めた。

### 竹の塚ベビーセンター、父母訪問調査

- 一、衣食住について
  - おむつ替えが、一日一回の時が何度もあった。
  - 汗をかいても、着替えをしてくれない。

- 毎日、オカユばかり（青ノリをかけたのだけ、とか、野菜少々入りのオジャ）
- 食事の時をみて驚いた。
- ミルクはねたまま飲ませる。
- おやつを床の上にじかに置いて食べさせていた。
- 日当たりが悪く、青白い顔の子が多くた。
- 部屋面積に対し子供が多かった。
- ストーブで部屋は暑かった。
- ストーブで、ヤケド数人あり。
- 一日中、ねかせっぱなし。
- ハイハイすると危いからといって、ベッドに入れてしまう。
- 二、園長、保母について
  - 園長はいなかつた。（三ヶ月長期不在、園長代行なし）
  - 園長の妹はお天気屋。
  - 区立の保母にくらべ、子供に対する態度が悪く知識がない。
  - 保母が少なかった。
  - 才児担当の保母は信頼していたが、他の保母は怖かった。
- 三、園の管理について
  - 乳児のベッドの中に、大きな子が入って遊んでいた。

これらの回答は、あるていど予測はされたものの、会内外の人に深い溜息をつかせた。集団保育についての知識も経験もない主婦が、手堅に事業拡張をした保育は、右記のような表情だった。また父母の側にも、折からの高度経済成長と地域社会崩壊の時代の渦の中で、とにかく預かってもらえばどんな所でもよいという無責任なさがみられる。

- お昼寝の時、ベッドに毛布で覆いをするので止めてほしいと云ったが、止めなかつた。
- 連絡帳、保育日誌、献立表、出欠簿すべてなし。
- 保母の名前、部屋の間取り、子供の人数を知らない。
- 園長とは事故後の父母会で初めて会う。
- 部屋に入った事はない。
- ベビーセンターの良し悪しは別としておかげで仕事を続けることができた。

# 裁 地 東



裁判は普通の人にとって縁遠い大仕事だ。公害薬害闘争でやや一般的になつたが、簡単なものでは決してない。第一、カネと時間がかかる。ひどい保育施設で子どもを「くした親のうち何人かは裁判を始めたが、うまくいく場合が非常に少ない。徑ちゃんの会でも、会結成と同時に裁判にとりかかつたが、もちろん道は平坦ではなかった。

径ちゃんが死んで半年後の六月、東大法医学部山沢教授の鑑定書には、徑ちゃんの死因は突然死と書かれた。一方、ベビーセンターからは保険金と見舞金を合わせて五〇〇万円で示談の話が出された。この二つの条件から判断して、最初の弁護士グループは示談をすすめた。「鑑定書で突然死と書かれると、今までの事例ではほとんど敗訴。向う側が五〇〇万と云ってきた

のなら、そのお金で保育運動をすればどうか」普通考えられる妥当な意見だろう。けれども、東夫妻は応じなかつた。「あんなひどい保育園にわが子を預けた親が、ただ親であるという理由でカネをもらつていいだろか。それにカネを受けとれば、ひどい保育状況を変えようとする情熱を失つてしまふのではないだろか」そんなふつきれない思いが胸にあつたという。

二人を困難な裁判に踏みきらせる大きな力になつたのは小児科医毛利子来さんだった。相談に行つた東さん、山王丸さんに対して、毛利さんは「窒息死だと過失になり、突然死だと不可抗力と機械的に考えるのはおかしい。問題は、その時の保育状況であり、竹の塚ベビーセンターはひどすぎる、ぜひ裁判で問題にして欲しく」と言い、積極的協力を約束し、励ました。

一九七四年三月、あらたに弘中淳一郎、西垣内堅佑、小口恭道さんたち三人の弁護士が担当して裁判が始まつた。中心になつた弘中さんは当時、摂津訴訟弁護団の一人でもあり、運動体としての会を理解をして、誠実に対応してくれた。

裁判の原告は東夫妻、被告はベビーセンターの片桐和園長、足立区、東京都、園の四者である。訴状では徑ちゃんの死因を「ふとんが顔にかぶさつたこと、吐乳が気管に入ったこと、年長児がいたずらをしたことのいずれか、もししくはこれらが重なつて窒息した」とし、このよう

な死は「竹の塚ベビーセンターの設備ならびに運営状況の劣悪さによる」と陳述。片桐園長には、そのような状況を放置した責任を問うた。足立区に対しては、劣悪な無認可保育所と保育室利用契約を結び、公立保育所にかえて児童を入所させた責任を問うた。さらに都と国に対しては、憲法三五条二項、児童福祉法二条による「児童を心身共に健やかに育成する責任」に基き、児童福祉法四五条、四六条、五九条の五、同施行令一二条の二による児童福祉施設の調査監督を怠つた責任を追求した。とくに都の場合には、保育室制度を推進した責任からも、ベビーセンターに対して当然監督権を行使するべきだと主張した。

準備書面の提出は一六回におよび、それだけで三年の月日がすぎた。なお片桐側の弁護士は依頼人と意見が合わず辞任し、その後、片桐被告には弁護士がつかぬまま裁判は続けられた。証人審問は、まずベビーセンターの木村、西郡、中山保母から始められた。口数の多くない婦たちには手のあまる子どもの数。園児募集の貼紙をしていたこと。園長の長期不在。粗末な保育内容。日課表、連絡帳、献立表、出欠簿など全くなかつた事実、等々は傍聴者を驚かせた。毛利医師も証言に立つてくれた。「突然死」「不可抗力」とされているここ数年の風潮に対して、内外の事例研究を数々挙げ陳述した。「保

育所内での子どもの死をすべて保母の過失とするのもまちがっているが、原因のわからぬ急死なら、なんでも突然死とよんで免責するのもおかしい。徑ちゃんの死は、年令・死亡時の状況、剖見処見などからみて窒息死の可能性が大きいが、かりに突然死であったとしても、看護体制がきちんとしていれば防ぐ可能性がある」というのがその要旨だった。

この後、徑ちゃんの祖母行永秀子さん、ベビーセンターに子どもを預けた黒木真理子さん（公立保育園での保母経験をもつ）、母親の秀実さんが証人として立った。これらの証言は、先の保母たちが触れようとした面に光を当てた。効率よく肉を得るためにブロイラーのように、狭いベッドの中に一日中おしごめられ、散歩も日光浴もさせてもらはず、戦争中のよう

に粗末な雑炊をまわし食いさせられ、おむつもろくに替えてもらえなかつた保育の実態がつづきと明らかになっていった。中でも、祖母である行永さんの次のような証言は傍聴者の胸を打った。「梅雨の寒い日、私が迎えにいくと、徑一は肌着一枚で唇を紫色にして震えていました。こんなことをしておけば、かぜをひいてしまうと保母に云いました。翌日、徑一が熱を出したという電話があり、昨日のことが原因だと思いました」

もう終り近くなつた証人審問の場に、当時、東京都都政調査会調査員をつとめていた寺脇隆夫さんも立つた。寺脇さんは、公立保育所の不

備を補完する形になつて保育室の実態を、竹の塚ベビーセンターを視察した経験も交えながら紹介し、都と区の姿勢のくいちがい、厚生省の態度のアイマイさについても証言した。

最終の証人には、徑ちゃんの会の支え手の人である三谷さんが立つた。十数年にわたる保母経験をもつ彼女は、会で調べた五五件の保育所内の事故死について述べ、ベビーセンターでの保育が初步的な注意義務を怠つた常識に対するものだと訴えた。この証言は保母の内部告発ともいえるものであった。

健治さんは家事や育児にもまめに体を動かす。このため、二人の息子たちはすっかりお父ちゃん子で、会合の場でもオシッコや眠くてぐずりだした時には「お父ちゃん！」と健治さんの方へ甘えに行って秀実さんを嫉妬させた。

素人の怖いもの知らず。そんな感じで会は十一年続いてきた。その活動は数人から十数人の事務局の人々によって支えられてきた。もちろん東夫妻はその主要メンバーである。

地裁判決までの六年間に、先のベビーセンターハウス訪問調査の他、突然死についての勉強会、保育行政についての勉強会、無認可保育園の訪問、パンフNo.1からNo.6の発行などがおこなわれた。この間にも、保育施設での子どもたちの死は相ついだ。新聞、雑誌、口コミをたよって悲嘆にくれる親たちと連絡をとり、事故例を調べた。なにしろ、厚生省も、都の民生局も、区の児童課も、大学の研究室も、マスコミも物理的にムリだと手をつけなかつた調査である。怖いもの知らずの素人だからこそやれたのだろう。困難ではあつたが、輪はだんだん拡がつていつ

## 徑ちゃんの家族と、 徑ちゃんの会活動



だ。

徑ちゃんは生きていれば、もう小学校五年生になりました。東夫妻には、徑ちゃんの死の翌年に次男の考

育くんが、その三年後には三男の滋文くんが生まれた。秀実さんは随分悩んだが、結局仕事を

た。証人審問が終り、地裁判決を前にしての「被告の責任を明らかにした判決を要請する署名」運動には、七、〇三五人の協力が得られた。こうした活動はすべてカンパと会費によつて支えられた。

## 地裁判決。 そして高裁へ



最終準備書面では、最初訴状において推定される死因の三番目にあげられていた「年長児のいたずら」のかわりに、「泣きすぎて、のどにいけれんをおこした」が取りあげられた。つまり、死因は①ふとんがかぶさった、②吐乳吸引、③泣きすぎて、のどにいけれんをおこした、の三つの内のいずれか、もしくは競合による窒息死の可能性が大きい、とした。また、かりに突然死であつたとしても、看護体制が十分でないために応急措置がとれず、酸素不足をおこした責任は免がれない、低酸素症の段階でチェックす

れば助かつたかもしれない、と訴えた。このようないい観点に立つて、当然なすべき注意義務を怠るような無責任な保育をおこなつた園長の責任を激しく追求した。行政厅の責任については、訴状とほとんど同じである。

判決は五度も延び、証人審問が終つてから一年二ヶ月もたつた一九七九年(昭五四)七月によく出された。全面敗訴である。

裁判官は従来の、突然死不可抗力の判例を一步も出ず、「顔面にふとんをかぶつたことと吐物吸引がたまたま同時に起つたために窒息死した可能性は、これを全く否定し去ることはできないものの、その根拠は薄弱と認むべく……」として、径ちゃんの体質に死因のすべてを求めて、また、保母の不注意をもたらした園の責任、そういう劣悪な無認可保育室を放つておいた行政の責任については全く触れなかつた。

径ちゃんの会としては、もちろんこの判決に肯けるはずはない。直後、判決抗議集会を開いたが、約五〇人の参会者はあまりにも耐えがたい判決に、日頃は温厚な人々も、あるいは憤激して声を荒だて、あるいは悲哀にみちて涙をこぼした。しかし、健治さんの「やればやるだけ事実が明らかになっていくのだから」との、勝敗にこだわらぬ淡々としたことばは、しめづらい空気を吹きはらつた。こうして、この後すぐ控訴の手続きがとられた。

地裁敗訴までの経過と資料は三一〇頁によぶ『径一ちゃん裁判資料集(1)』として編まれて

いる。

東京高裁に移つた裁判は、突然死をくつがえす困難な鬱いとなつた。その中でいくつかの有利な条件が出てきた。

ひとつは、鑑定医だった山沢教授(現、京都市立医科大学)の証言から「突然死といえども、発作時間は五分から十かかる。ミルクを飲んだあとゲップをさせないと、させた場合より突然死の状況を早める。予防策としてはよく子どもを看視し、適切な処置をすれば助かる可能性大」との見解が明らかになつたこと。

いまひとつはベビーセンター片桐元園長の証言で、「事故当時、園長代行の義妹の片桐康子が美容院に行っていた」事実があつけらかんと述べられたことである。

## ベビーホテルの社会問題化の中で



ベビーホテルの問題は、国会での厚生大臣や総理大臣の「問題である」との答弁にまで発展していく。ベビーホテル規制案が成立する迄に至った。

高裁斗争は、このような有利な社会的背景をもちらながら進行した。しかし、園部裁判長は、原告の申請する元保母会会長の畠谷光代氏、小児科医の毛利子来氏、酸欠に関して研究している昭和医大助教授の山口裕氏の各分野に於ける専門家の尋問をことごとく却下して、科学的に究明しようとはしなかった。

裁判官の真摯でない審理のやり方によって裁判で事実をあきらかにし、科学的に裏付けていこうとする私達の考えは、不可能なものになってしまった。

一九八〇年頃から劣悪な保育内容をもつベビーホテルが猛烈な勢いで駅前の繁華街に進出し、コンピューターを導入し、キャッシュカードなみにカードを利用し、どこにでもすぐに預けられるシステムをとるチーン店まで現われてきただ。又、今にもくずれそうな廃屋同然の家でもベビーホテルとよばれ、様々な人が経営するようになつた。子供のあいつぐ死亡事故にマスクも取り上げざるを得なくなってきた。TBS「デレポート6」のベビーホテルキャンペーンを契機にして、ベビーホテル問題は社会問題として大きくとり上げられ、『徑ちゃんの会』もTBSの堂本曉子さんのキャンペーんに積極的に参加していく。『保育施設に於ける死亡事故』を調査し問題にしているところは、『徑ちゃんの会』しかなくマスコミにも注目された。

数多くの保育施設での死亡事故を教訓にし再び同じような事故が起らぬないように、いや起こさない為に、この報告書がいかされる事を念じ、又、幼なくて生を鎖ざされてしまった一三〇人の子供達の叫びであることをうけとめながら本報告書を作成したのである。

熊谷順子

# 調査の概要

## 調査目的

保育施設での死亡事故が多いにもかかわらず、それぞれが個別的な問題として片付けられ、「死んだ子」は運が悪かったのだと考えられてきた。

それらの事故ひとつずつ調査し、整理する事により、事故を起こす基本的な問題は何か、事故を再び起こさない為には、保育する中で何を注意すべきなのか、社会的にも何をすべきなのか、あきらかにしたかった。

## 調査の契機

東径一ちゃんの死によって結成された「径一ちゃんの死を無駄にしない為に保育を考える会」は、運動を進める中で、保育施設での事故が多い事にびっくりした。事故が多発しているにもかかわらず、保育現場では教訓される事なく、個別問題として忘れされてしまっている事、行政も、保育運動の中でも実態が把握されていない事を知り、調査の必要性を強く感じた事が契機になつた。

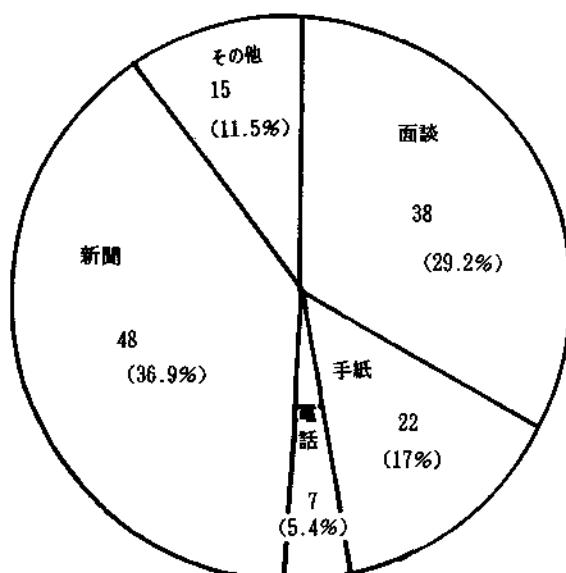
## 調査方法

子供を亡くした親に直接会つて話を聞く事を追求した。それが出来ない場合は、手紙・電話によるものであり、連絡不可能又は、拒否された場合は、新聞報道によるものとなつた。

事故のニュースは、主に新聞報道、事故に会つた親からの連絡、口コミによつて集められた。

事故にあつた親からの情報は六七事例で、全体の五一・五%を占めており、その他内訳は左記の円グラフのとおりである。

調査方法の内訳



## 調査主体

「径一ちゃんの死を無駄にしない為に保育を考える会」が結成された一九七三年三月から一九八一年九月迄であるが、事故例については、一九六〇年にさか瀬る。

# 調査結果

- ① 事故例数と発生年度
- ② 事故例数と発生地域
- ③ 事故と月令
- ④ 事故例の死因と月令
- ⑤ 死因
- ⑥ 事故例と保育施設の形態
- ⑦ 保育施設別・月令別に分けたグラフ
- ⑧ 事故と保育状況——保母は保育室に居たか  
　　——うつ伏せ状態での事故  
　　——就寝中の事故
- ⑨ 一人保母での事故
- ⑩ 入園直後の事故
- ⑪ 夜間保育所(24時間保育)での事故
- ⑫ 事故発生の時間帯
- ⑬ 父母と保育施設との関係
- ⑭ 事故後の対応——親
- ⑮ 保育施設
- ⑯ 行政

## 1 事故例数と発生年度

本調査だけでも、この一〇数年間で保育施設での死亡事故が一三〇例にのぼっている事に驚かされる。

一九七三年は、徑一ちゃんが死んだ翌年で「福祉元年」とよばれ、保育施設での事故も、ニュース性があり、一九八〇年はベビーホテル問題がマスコミに取り上げられた年で、特に二七例と多いのは朝日新聞社の全国調査によってあきらかにされた一六例が加えられた事による。

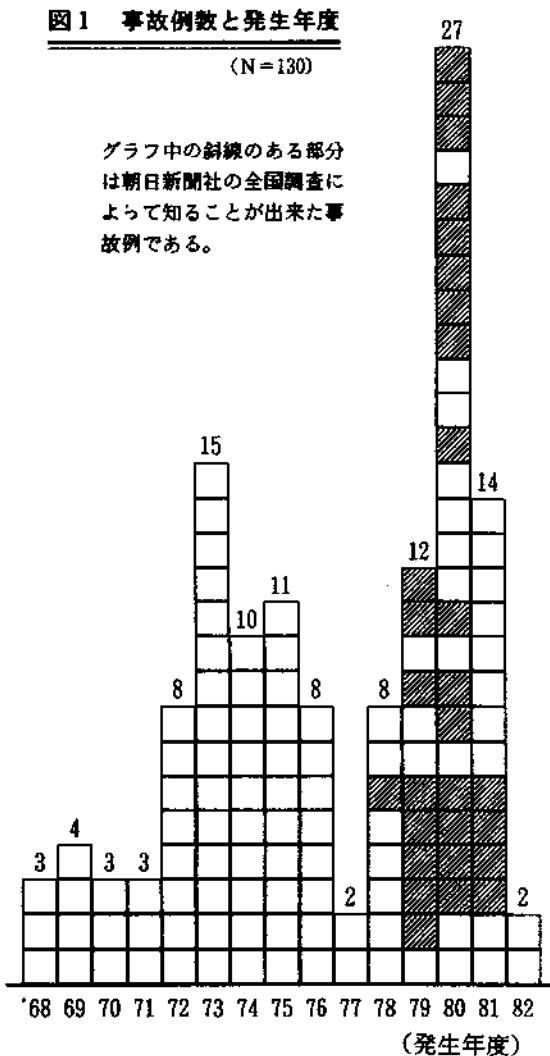
その一六例の全てが東京以外の地方に起こっている事を

考えると、私達の調査では把握しづらい地方での事故も多発していると考えられる。又、調査不可能な事故をあわせると、その実数は数倍になるだろうと推測される。

一方、一九七七年と一九八二年に事故が少ないのは何故なのか。ベビーホテルでの事故が相ついで報道されたのは一九八一年二月、既にその年は一〇件の事故があきらかにされていた。しかし、ベビーホテル規制案が成立した六月以後の事故はわずか三件であり、新聞に報道されたのはそのうちの一件だけであった。

図1 事故例数と発生年度  
(N=130)

グラフ中の斜線のある部分は朝日新聞社の全国調査によつて知ることが出来た事故例である。

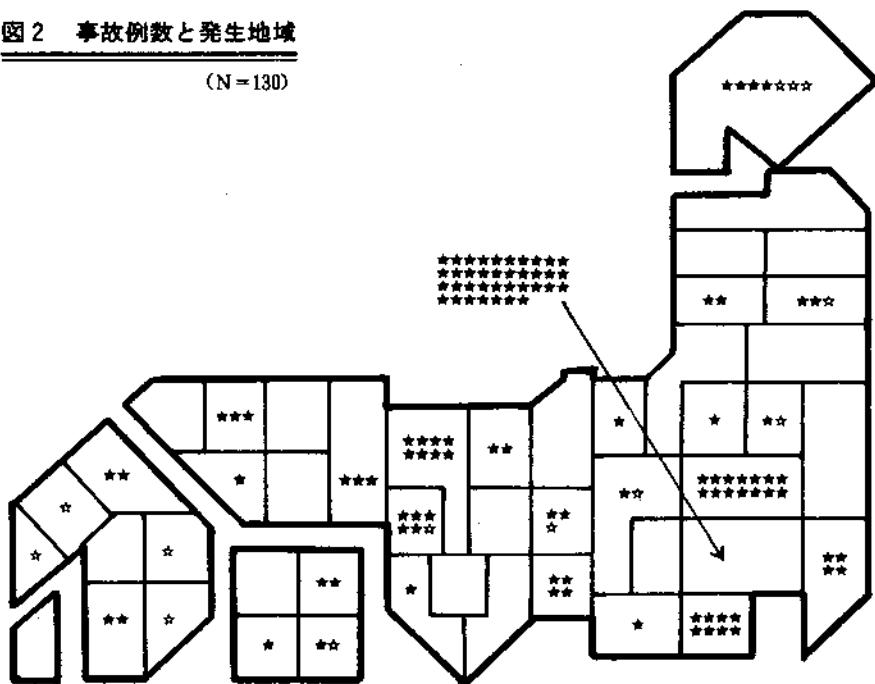


ベビーホテルの社会問題化によって実際に事故が減少しているのならよいが、そうではなく保育関係者が自己防衛の為、表沙汰にせず、報道関係もニュース性がないと報道しないことによるのではないかと思われる。

## 2 事故例数と発生地域

図2 事故例数と発生地域

(N=130)



事故例の発生地域をみると、事故の発生は北海道から四国、九州迄、ほぼ全国に及んでいる。東京は三七例と多く、埼玉・千葉・神奈川をあわせた首都圏で全体の半数を越す。

このことは首都圏に保育施設が多い事とあわせて、調査した「怪ちゃんの会」が東京にある為情報が集まりやすかつたからであろう。それゆえに、情報があまり集まらなかつた京都・大阪を中心とした関西の都市での事故数は上記グラフの数を大巾に上まる事が推測される。特に保育施設の立遅れが叫ばれている沖縄県での事故のニュースが入らないのは、沖縄県がまだまだ私たちから遠い存在としておかれているからではないだろうか。

\*印は、朝日新聞社の全国調査ではじめて知り得た事故例で、その全てが首都圏以外の地域で発生している。これは、本調査が全国を把握しきれていないことを示している。

### 3 事故と月例

以下の図3は、調査した一三〇の死亡事故例を月令別に分類し、グラフ化したものである。

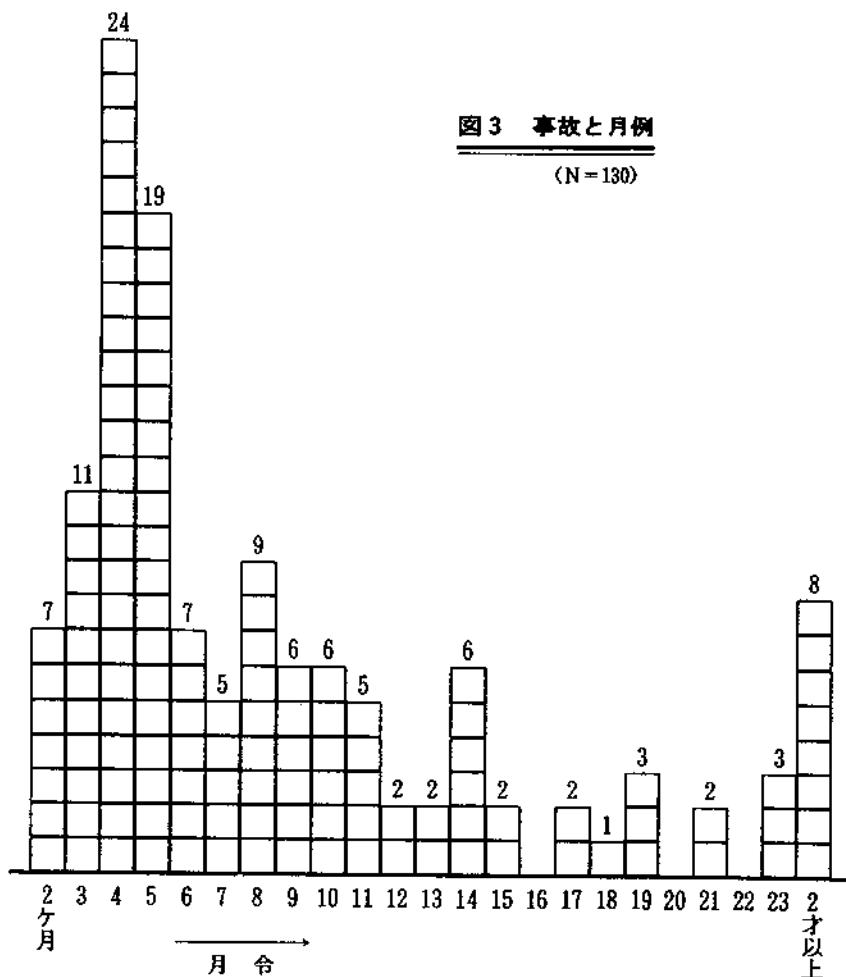
のことにより、事故が生後四ヶ月を頂点として二才以上まで続いていることがわかる。

そして生後二ヶ月から五ヶ月までの乳児の死亡事故が全体の半数（47%）を占めていることもわかる。

この月令では、まだまだ首や手足の力が弱く、自分自身で危険から身を守る力を持つていないのであろう。

図3 事故と月例

(N=130)



## 4 事故例の死因と月令

事故例を月令的に分けたグラフに死因を書きこむと、保育施設での死亡事故の内容が更にはつきりしてくる。

事故数のピークを示す四ヶ月前後の乳児の場合は「窒息死」に関連するものが多い。一才以上の幼児の例では、殆んどが「水死・転落」などの事故死である。このように保育施設での死亡事故といつても月令によって内容がかなり異っていることが、本調査であきらかになった。最も事故数の多い二～五ヶ月で、うつ伏せ状態での「窒息死」と思われる事故の多い事に注目したい。その数は、五〇%を越えている。

円グラフは、この月令での死因を分類したものである。

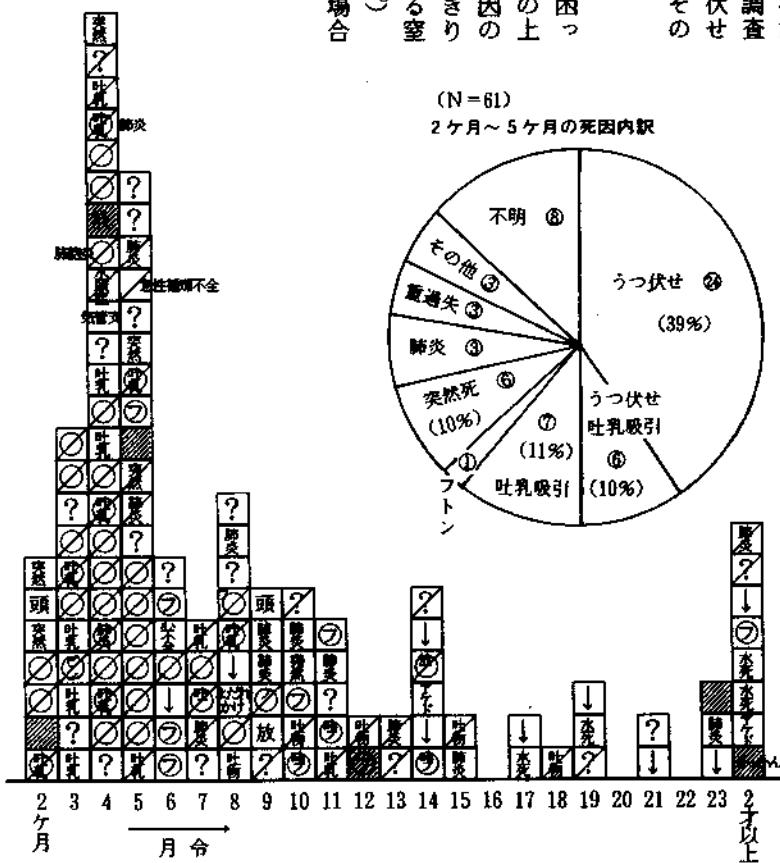
死因をどう判断するのかということが、本調査の中で最も困ったものであった。水死・転落等ははつきりしているが、ベットの上の死亡事故は、吐乳吸引・うつ伏せ窒息・死因不詳・又、死因の明確でないものを突然死とする等、解剖医にも境界線ははつきりしない。(死因状況を知らざる解剖医には、うつ伏せによる窒息死はその死因をあきらかにするのは困難を伴うようである。)

本調査の場合、先ず親からの情報を優先した。それが無い場合

は警察発表及び新聞報道を採用した。  
又、事故状況で私たちが判断した場合もある。例えば、月令四ヶ月、うつ伏せて死んでいた場合は、「うつ伏せによる窒息」と判断した。

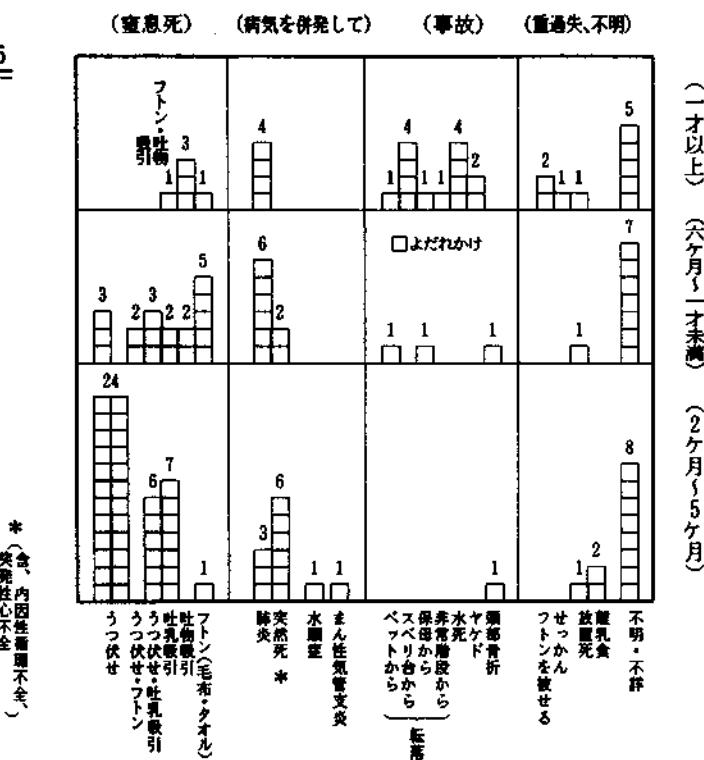
図 4

- 発見された時うつ伏せ
- 状態であった事例
- うつ伏せで窒息と思われる事例
- フトン類が被さって窒息と思われる事例
- 吐乳吸引・吐物吸引により窒息と思われる事例
- ↓ 転落死
- 肺炎により死亡したと思われる事例
- 突然死と思われる事例
- ? 不明
- 放置死
- 重過失



5  
死因

5



(3) 病氣によるものは、肺炎が多い。その他病死は、突然死を除いてほとんどない。(4) 六ヶ月から一才前後の間で、フトン類をかぶった状態での事例が多く、七例も

死因を分類すると次のように分けられる。

- |     |       |          |      |
|-----|-------|----------|------|
| ①窒息 | ④うつ伏せ | ⑦吐乳(物)吸引 | ⑩フトン |
| ②事故 | ⑤水死   | ⑧転落死     | ⑪火傷  |

図5は、二～五ヶ月、六～一才未満、一才以上に大別し、死因別に分類したものである。これによつてあきらかになつた点は、

(1) 二～五ヶ月で、うつ伏せ・吐乳吸引等による窒息死が多く、72%を占めている。

(2) 一才以上になると軽度  
故が多くなつてゐる。

肺炎が多い。その他

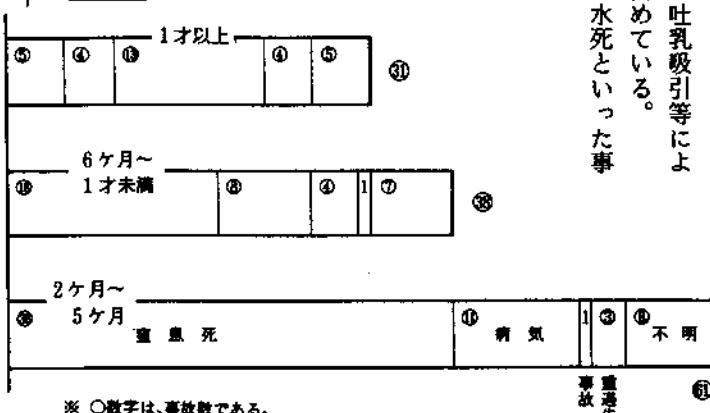
の病死は、突然死を除いてほとんどない。

(4) 六ヶ月から一才前後  
の間で、フトン類を

かぶつた状態での事

故郷が多く  
ある。

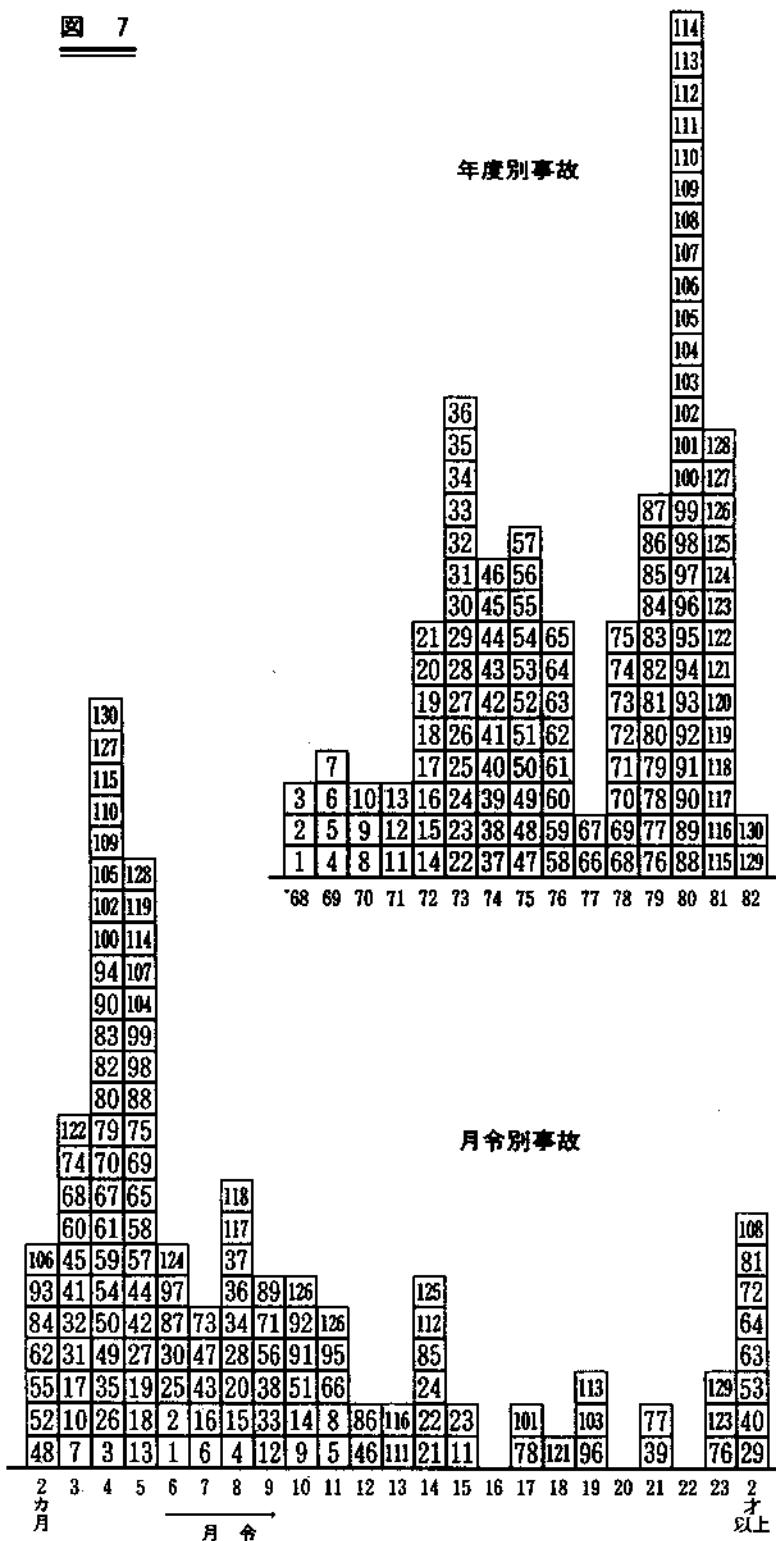
图 6



※ ○数字は、事故数である。

図 7

## 年度別事故

グラフの見方  
についての説明

左の図7の年度別・月令別事故のグラフ内の数字は、本報告の基礎資料になっている。事故、例一覧表(本報告に記載)の事故発生順につけられている1～130の番号である。これから各調査項目について、主に、本図

を基にあきらかにしていく。  
例えば次頁であきらかにしているように、ベビーホテルの事故のみ斜線を入れれば、年度別にどのような事故が発生しているか、月令に関してはどうなのがどうなのが容易にわかる。

## 6 事故例と保育施設の形態

保育施設は、様々な形態がありますが、本報告では、内容から、次のように分類し、事故発生との関係を見ました。

- ①公立・認可保育園
  - ②何らかの補助を受けている無認可保育園（家庭福祉員、共同保育園、私設保育園）
  - ③補助を受けていない無認可保育園（昼間）
  - ④ “ ” “ ” （夜間）
- 左の図8、図9は、その結果を示したものである。図8によれば事故の90%以上が無認可保育園で起こっている。

図8

(N=130)

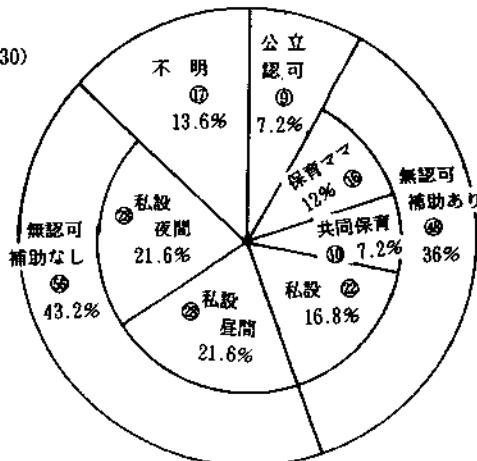
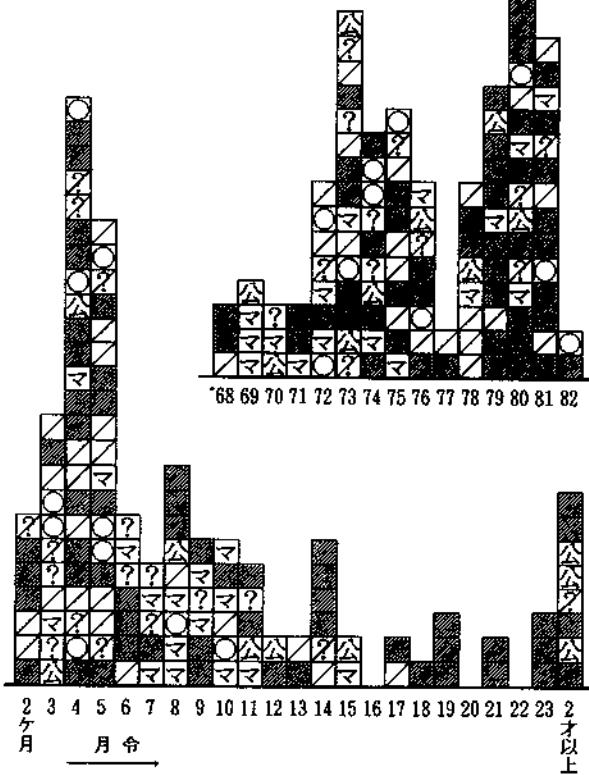


図9

- 公立・認可保育園
- 家庭福祉員（保育ママ）
- 共同保育園
- 無認可（補助あり）
- 無認可（補助なし、ベビーホテル含む）
- ▨ 無認可（補助有・無の不明なもの）
- ？ 不明



## 7 保育施設別・月令別に分けたグラフ

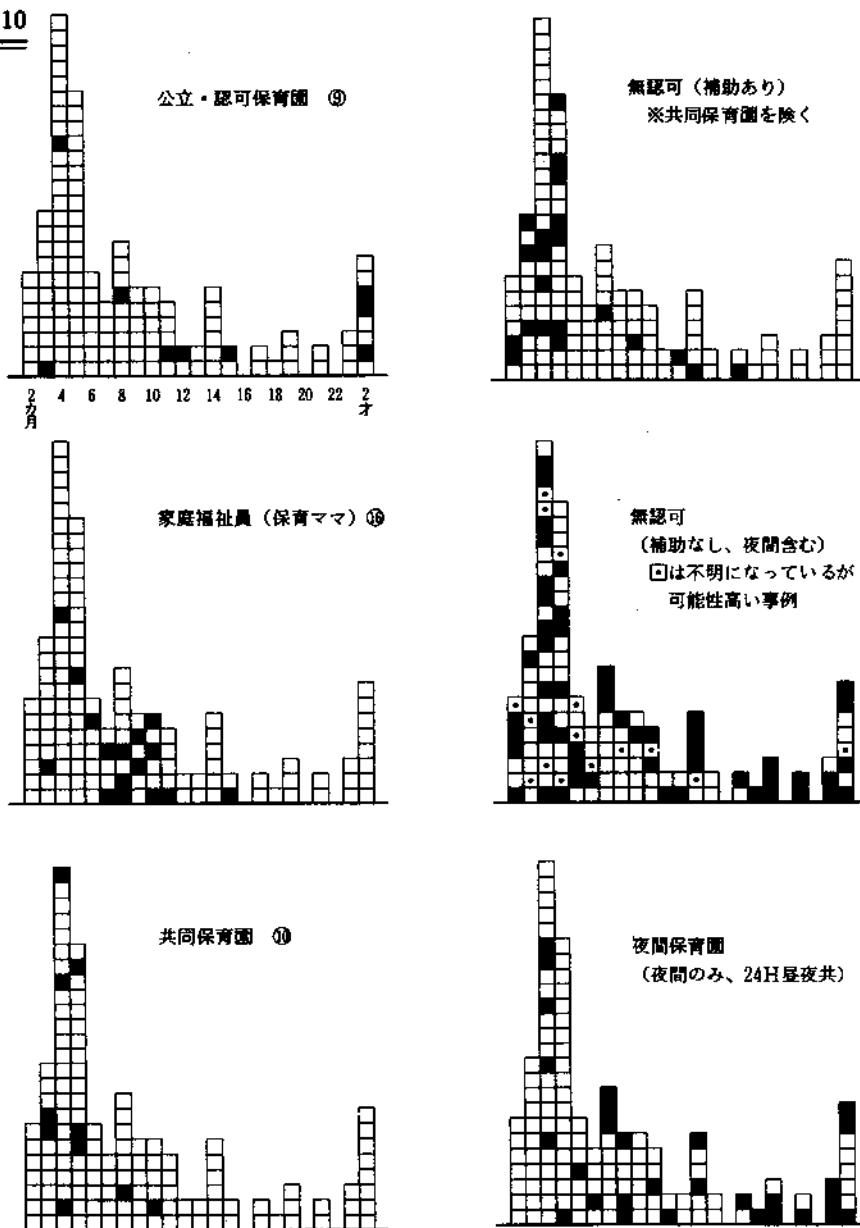
図10は、月令別グラフに保育施設別に事故例をチェックしたものである。

ベビーホテルに代表される無認可・補助なしの保育施設での事故が目立つ。又、月令に関係なく起っている事も特徴的である。

夜間保育園での28例(21・6%)も保育施設の割合が少いのを考えると事故は多く、子供達にとって危険な保育施設である事がわかる。

家庭福祉員、通称「保育ママ」での事故は、6ヶ月～10ヶ月に集中している。16例の事故は多く、人での保育の問題性を示している。

図 10



## 8 事故と保育状況——保母は保育室に居たか

保母が保育室に不在中に事故が起っている例が一三〇例中七四例もあった。(図11)この調査の項に“回答なし”あるいは“わからない”としたものが四五例であるから、回答のあった八五例中では、保母不在中の事故がなんと八七%にものぼっている。

図11 保母の在・不在

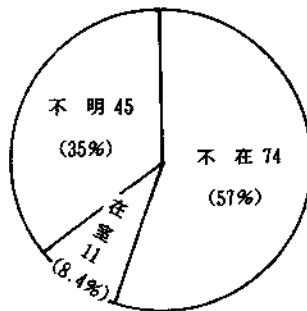
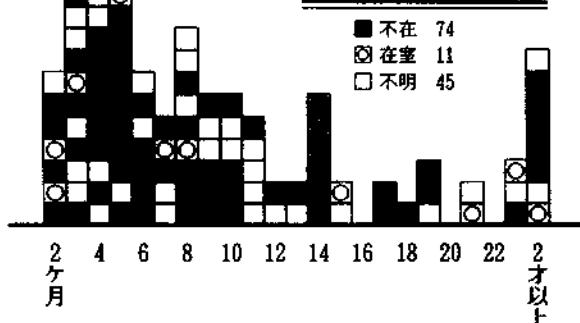


図12 保母在室の有無



### (a) 保母在室の場合

保母が在室していたとなっている一一例の中味を詳しくみてみよう。

他の子を保育中が四例あるが、これは、

①他の子どもを見るため布団の上に後向きで置き、確認せずにぶせで死亡(事例62番)。

②ベット代りの押入れに寝かせ、他の子どもに食事を与えていた。

就寝中に死亡(事例107番)。

③泣いてうるさいのでうつぶせにし放置、気がついた時はチアノーゼ状態(事例45番)。

④同室にいたが気がつかず、母親の迎えで異常を発見

(事例23番)。

というものである。

又、「離乳食を流しこみ誤飲窒息」が二例あるが、これは「保母の膝の上に赤ん坊を上向きに寝かせ、離乳食を流し込む」という食事の与え方をしており、同じ保育園で同じ死因

で死亡事故がおきている(事例52番、75番)。

このように、保母が在室の場合の事故は、せっかん等は論外にしても、保育園側の保育方法に問題があるものが目立つ。

図13 保母在室11の内訳

他の子を保育中	□□□□ (4例)
保母から落下	□□ (2例)
離乳食を与えていて	□□ (2例)
テレビを見ていた	□ (1例)
せっかん	□ (1例)
フトンをかぶせて押しつけた	□ (1例)

(b) 保母不在の場合

同じく保母不在中の事故、74例の内訳は次のとおりである。

「園外にいた」とは

①外にゴミを捨てに行つた。

②外でつけものをいじっていた。

③母屋へミルクをつくりに行つていた。などである。

又、「特別室に隔離」

とは

①別室のハンモックに

ねかせた。

②別室のサンルームに

ねかせた。

③屋裏の途中で泣いた

ので別室にねかせた、

などで、保母のいない、

又は常時保育する以外

の場所に一人だけ置い

た例である。

「外出していた」と

いう三例のうち、二例

は保育ママと家庭保育

で、買物に出かけてい

る間の事故、一例はベ

ビーホテルで当日は一

人で保育に当つており、

図14 保母不在74の内訳

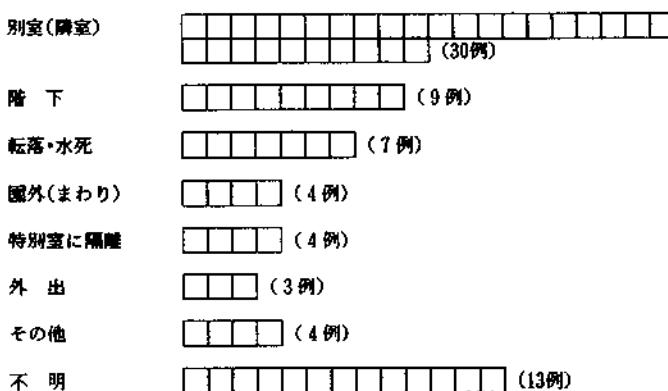
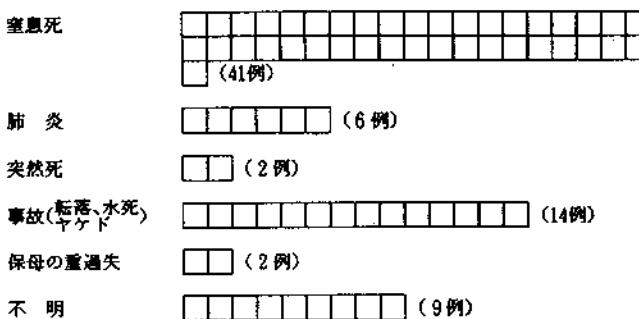


図15 保母不在中74の死因



ちょっと外出したすきの転落死である。

(c) 保母不在中の事故の死因

保母不在中の事故74例の死因について調べてみた。(図15)

窒息死は、うつぶせによる窒息、寝返りをうち窒息、吐物・吐乳吸引による窒息、布団などをかぶり鼻腔閉塞による窒息などである。又、いわゆる事故死

や病気を併発しての事故の中にも、保母が保育室に在室していたなら、未然に死を防げたと思われるものが多いた。もし、保母が保育室に在室していたなら、この73例中ほとんどが事故死を防げたと考えられる。

## 9 事故と保育状況

### うつ伏せ状態での事故

事故発見時、うつ伏せ状態であったものが一三〇例中六二例もあった。

不明の三〇例を除いた場合の割合は六二%になり、転落、水死、重過失を除くと八三%にも達する。このように保育施設での死亡事故に関して、うつ伏せ状態は大きな要因としてある。

#### 62例中問題ありと思われる経緯・内容

寝ない、あるいはむずがるのでうつぶせにした	7例
むずがるので別室にうつぶせで寝かせた	2例
寝返りをうつてうつぶせになった	10例
園の方針でどすもうつぶせにしている	2例
はじめてうつぶせにして事故となった	1例
泣いていたが、放置した	1例

図 16

うつ伏せで発見された例 62	けあおむ 13	事故死 18	重過失 7	不明 30	不明を除いた 場合の %
62 %	13 %	18 %	7 %		事故死等を除いた場合の %
83 %	17 %				

図 17



うつぶせ寝による事故といわゆる事故死（水死、転落死、ヤケド）との月令比較  
図17から、①一ヶ月～五ヶ月の幼児  
②六ヶ月～一二ヶ月の幼児  
③一三ヶ月～二四ヶ月の幼児  
と三つに分かれ分布している。  
生後二ヶ月～五ヶ月では、いわゆる事故死ではなく、うつぶせ寝による事故ばかりである。少し動きはじめる六ヶ月～一二ヶ月で

は、事故死もおこりうるし、うつぶせ寝による事故も多い。一二ヶ月をすぎるといわゆる事故死が圧倒的に多くなってくる。  
以上のような調査結果より、月令の低い、特に一ヶ月～五ヶ月の幼児をうつぶせに寝かせ、保母が日を離すことは、非常に危険で、簡単に死につながるということが言えるだろう。特に寝返りを打ちはじめた頃、そして「寝ない時はうつぶせにすれば良い。泣いたら放つておけば寝る。どの子も皆うつぶせにする」というような保育者の短絡的な考えは実に危険であることをも合わせて示している。  
又、あおむけ状態での例が一三例あるが、これらの事故状況をチェックすると、驚く事に布団、毛布が、頭、鼻まで被さっていたという状態が一二例(他の一例は不明)もあつた。あおむけの場合でも全ての例でフトン・毛布が死亡事故に関係しているという事である。

## 10 事故と保育状況——就寝中の事故

保育施設での事故死は、就寝中あるいは就寝時間中に起こっている例が多い。本調査でも一三〇例中七四例が就寝中の事故であった。図19は就寝中の事故の月令分布図であるが、これからも圧倒的に月令の低い子どもに集中していることがわかる。ちなみに径一ちゃんの月令である一四ヶ月までの割合は、就寝中が八〇%を占めている。

次に就寝中の事故七四例のうち、保母がいたかどうかと、その死因について調べた。

就寝中の事故七四例中、保母が保育室に在室していたのは三例のみで、ほとんど不在であった。

死因を見ても窒息死が圧倒的に多く、転落も含め、保母が在室していたなら事故は防げたと考えられる。又、病死九例も、保母は不在(五例)、又は不明(四例)で、この場合も保母が在室し異常

図 18 14ヶ月までの就寝中の事故の割合(不明を除く)

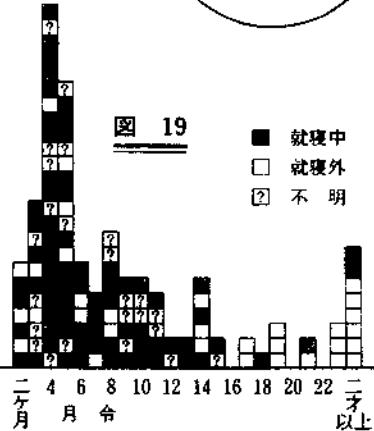
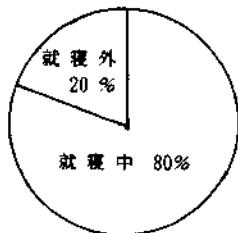


図 19

■ 就寝中  
□ 就寝外  
○ 不明

死因を見ても窒息死が圧倒的に多く、転落も含め、保母が在室していたなら事故は防げたと考えられる。又、病死九例も、保母は不在(五例)、又は不明(四例)で、この場合も保母が在室し異常があった考え方がある。

- ①泣いていたが放置していた。
  - ②泣くのでうつぶせにし放置した。
  - ③むづがるので別室に隔離した。
  - ④むづがるので掛布団を頭からかけた。 1例
- という保育方法があった。これは、保育者の「泣いた時は放っておけば寝る」「保育室に保母がいると寝ないので、いないようにしておる」「泣いた時はうつぶせに寝かせば泣きやみ寝る」といった考え方がある。

又、保育者の量的余裕がない事から、子ども達の就寝時間は、保育者の食事、休憩、雑用の時間に当てられている。その形が統くことにより、就寝中は特に保育に当たらなくても良いという考え方方が現実になっている。

図 20 就寝中の事故74例の死因

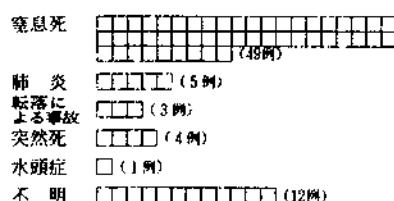
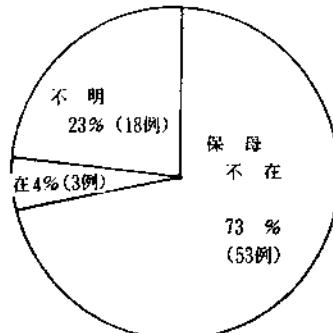


図 21 就寝中の事故の保母の在・不在



## 11 事故と保育状況——一人保母での事故

一三〇例中一人保母のとき起きている事故は四四例もあつた。

家庭福祉員と呼ばれ、区や市と委託契約が行われている保育者や、個人で夜間保育をやっているベビーホテル、あるいは保育ママと親との私的契約が行われているところなどがその対象となつてゐる。又、無認可保育所や共同保育所で事故当時一人で保育にあつた例も含めた。

### 一人保母の事故四四例の月令別分布と年度別分布

一人保母での事故の場合、月令別分布では、月令によらず全体に分布していることがわかる(図23)。また年度別分布でも全体的に分布しているが、それを保育所

形態別に見ていいくと、以前は“保育ママ”での事故が多くたが、最近では“無認可(補助なし)”での事故が多くなっている。これは、ここ二、三年のベビーホテルの急増による結果と考えられる。

### 一人保母の事故四四例の保母の在室状況

図22 一人保母の事故の在室状況 N=44		
11.4%	63.6%	25%
在室 5例	不 在 28例	不 明 11例

### 保育室を離れた保母の行方

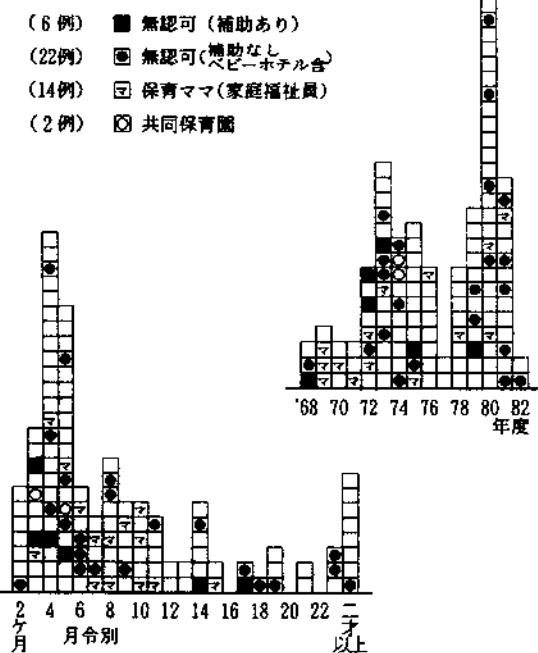
外出 3例	別室又は隣室 10例	階下 5例	台所 3例	来客 2例	不明 5例
10.7%	35.7%	18%	10.7%	7.1%	18%

不在が六三・六%を占めている(図22)。在室は五件で、その内容は保母がテレビをみていた(1)、保母から落下(1)、泣いてうるさいのでうつぶせにし放置(1)、フトンを被せておしつける(1)、せつ

かん(1)というもの。又、保育室を不在にした保母の行動は、図22の通り。

具体的な行動は不明な点が多いが、一人保母の場合、他の子を見ていたり、ミルクを作っていたり、ちょっと用足しに出かけたりと不在になる率が高い。すでに述べたように、保母が保育室に不在で子どもから目を離すことは、事故を起こす第一の原因になつており、従つて、不在になりやすい一人保母の保育は、それだけ危険が大きいといえる。

図23 一人保母の事故44例の月令別分布と年度別分布図



## 12 事故と保育状況——夜間保育所(24時間保育)での事故

(三)〇例中、二四時間保育所（夜間保育所）での事故は一九例ある。

図24は、夜間保育所での事故の月令分布図である。この表からわかるように、この事故例は、四ヶ月から二才まで、月令によらずちらばって発生していることがわかる。特に一才以上児の事故三一例のうち夜間保育所での事故は一四例（四五%）にものぼる。

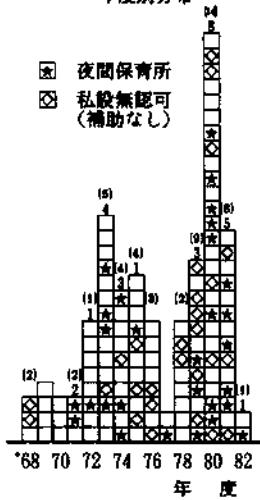
月令が高く  
なつても、  
夜間保育所  
は危険であ  
ること、そ  
れだけ保育  
条件が悪い  
ことを示す  
調査結果で  
ある。

**図24** 夜間保育所での事故の月令別分布

月令	事故数
2カ月	25
3カ月	18
4カ月	15
5カ月	12
6カ月	10
7カ月	8
8カ月	6
9カ月	5
10カ月	4
11カ月	3
12カ月	2
13カ月	15
14カ月	10
15カ月	5
16カ月	3
17カ月	2
18カ月	3
19カ月	2
20カ月	2
21カ月	1
22カ月	1
2歳以上	10

図 夜間保育所

**図25** 夜間保育所での事故の年齢層分布



**図24** 夜間保育所での事故の月令別分布

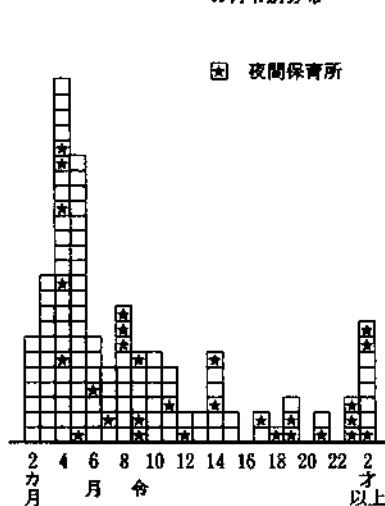


図26 夜間保育所での事故29例の保母の在室状況

在室 4例	不在 14例	不明 11例
----------	-----------	-----------

圖七〈荒田

窒息 8例	事故死 6例	肺炎 3例	放 置 1	不明 8例
せきし 8れい	じこ 死 6れい	はいん 3れい	せつ かん 1	ふみやう 8れい

※臺故死とは、転落死、水死、やけど等。

物語っている。

保母がせっかんしたり、在室頭をはさんだのに気づかず頭ガイ骨陥没などというものである。又、一八時間放置して死亡というものや、母親が迎えに行つて死んでいるのに気づいた（二例）という例まであり、いざれも考えられないような事故が起きている。

## 13 入園直後の事故

ケース	月令	入園日 何日	死因	保母の 在・不在	慣らし保 育有・無
⑫	9ヶ月	2日目	うつぶせ寝による窒息死	不在	×
⑬	5ヶ月	2日目	吐乳吸引、うつぶせでの窒息死	不在	×
⑭	7ヶ月	2日目	吐乳誤飲・窒息 解剖結果は肺炎	不在	×
⑮	5ヶ月	2日目	うつぶせ寝による窒息死	不在	○
㉖	4ヶ月	7日目	うつぶせ寝による窒息死	不在	?
㉗	2.5ヶ月	8日目	吐乳吸引・うつぶせでの窒息死	?	×
㉘	4ヶ月	4日目	うつぶせ寝による窒息死	?	○(3日間)
㉙	1才9ヶ月	4日目	不明(就寝中死亡)	?	×
㉚	4ヶ月	10日目	水頭症	?	○
㉛	4ヶ月	3日目	寝返りをうって、うつぶせでの窒息死	?	?
㉜	8ヶ月	3日目	肺炎	?	?

入園直後とは、ここでは入園当日から大体一〇日以内とした。  
 一三〇例中一一例あった。以下はその具体例である。下の表は入園直後の事故一一例中七例が、二～五ヶ月の月令児で、そのうちの六例までが、保母不在中のうつぶせ状態での窒息死という結果が出ている。経過を詳しくみてみると、㉓泣くのでうつ伏せにした、㉔泣いた時は放置するという園の方針で放置、㉕押し入れ改造ベッドで様子が見えない、などの保育状況があった。これは入園直後であるのに、子どもの状態に留意するどころか、逆に放置するという無責任な保育姿勢があつたことを示している。入園直後という時期は、保母側からしても、子どもの体質や特徴、成長の段階などをつかめない時期であるし、子どもや預ける親にしても、環境、生活のリズムの変化による緊張と疲労の出る時期でもある。相方不慣れという中で、保育者のきめの細かい対応が要求される。

一一例の事故は、それを逆説的に裏付けている。

## 14 事故発生の時間帯

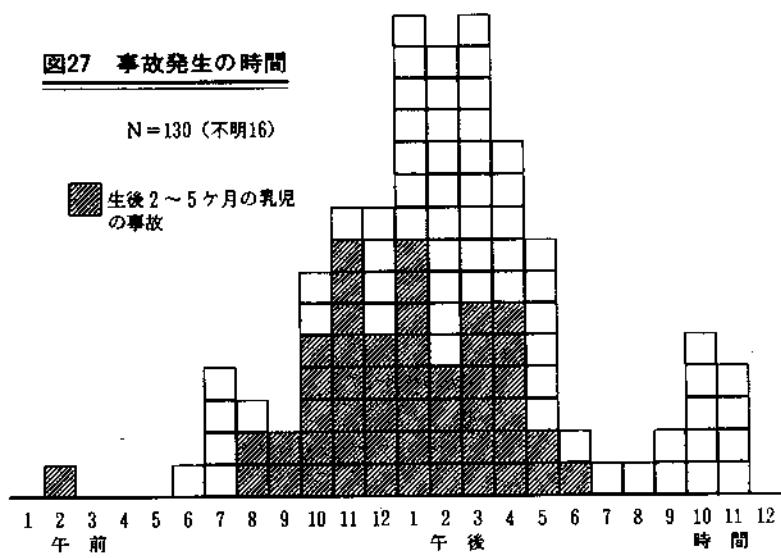


図27は事故発生時間を図にしたものである。事故発生の時間は、保育園の午睡時間に当たる午後一時から三時に集中し、その時間帯の発生率は四〇%になっている。転落等の事故や夜間保育所での死亡事故を除いた場合、この割合は更に大きくなる。午睡時間中の保育が、保育者の休憩、雑用等に使われている形があり、午睡時間中保育者の目が充分に子どもたちに届いていないと思われる。子ども達の安全に関して、午睡時間中の保育体制を考える必要がある。

図27の斜線部は、生後二～五ヶ月の乳児のみチェックしたものである。傾向は全体と異なり、登園から退園まで、平均した事故発生となっている。午前中の事故のはほとんどが乳児で占めているのも注目される。

この事実は、2～5ヶ月の乳児の場合、保母の目の届かない時、容易に、フトン等によって呼吸が出来なくなり、死に至る、という形がある為、時間を問わないで事故が発生しているものと考えられる。

又、午後六時以後～午前七時までの事故は、すべて夜間保育所でのものである。

## 15 父母と保育施設との関係

今まで事故にあった殆んどの人達が、保育内容についてあまり知らなかつたと言つております。以下の項目について、再度確認するため再調査し、連絡のとれたのが38件、調査拒否が1件あつたが、連絡のとれた38件について詳細に明記してみた。

1、保育室に父母が入ることができたか

入れた	55.3% (21件)
入れない	44.7% (17件)

図 28

保母と信頼関係をつくる為には、保育室に入つてよく話しをする事が絶対必要。子どもの状態も詳しく話すことができる。入れない人の多くは、玄関での受けわたし。

2、慣らし保育はあつたか

あつた	34.2% (13件)
ない	63.2% (24件)
(1件)	2.6%
不明	

図 29

環境の変化は、寝ているだけの赤ちゃんといえどもかなり影響があり、あづけ初めの頃にはかなり疲労しており、二日目位になくなっている例は六件ある。

3、父母会があつたか

有	18.4% (7件)
無	73.7% (28件)
(3件)	7.9%
不明	

図 30

保母と父母の協力関係があつて良い環境が生まれる。父母会を認めないような保育者では、良い状況はなかなか望めない。

4、連絡帳はあつたか

有	71.1% (27件)
無	26.3% (10件)
不明	2.6%(1)

図 31

5、保育所入所のいきさつ（誰の紹介か）

市・区の紹介	31.6% (12件)
看板・貼り紙	26.3% (10件)
友人の紹介	26.3% (10件)
その他の紹介	10.5% (4件)
不明5.3% (2件)	

図 32

チラシ  
電話帳含む

→

婦人団体・店との契約  
職員組合・保育園

→

## 6、保育所に対し感じていたこと

不安を感じた	52.1% (20件)	感じない	28.9% (11件)
不明	19% (7件)		

図 33

### 【不安に感じた点】

- 建物が民家の二階建、保母が手うすの時には目が届かない (1)
- 場所が私道の路地の奥だったため火事などの時、危険 (1)
- 陽当りが悪く狭い。遊び場もない。 (2)
- うつぶせにさせるのが不安だった。 (4)
- 最初の日にうつぶせにされ顔を真赤にはらしていたのでやめてほしいと言った。
- 園の方針として三ヶ月位からさせる事になっていたが、一人一人の状態にあわせてやってほしかった。
- 着替えをもっていつても着替えさせてくれない時があった。 (2)
- 保育内容になんとなく不安があつたが、少しの間と思いつき妥協していた。 (2)
- 配慮が足りなかつた。
- 入園前日、魚の中にピンが入っていたという噂さがあつたが気にしなかつた。
- 入園後、寒い日に暖房をしていなかつた。
- 幼児があはれている所に乳児が寝かされていた。
- 子どもがいつも大泣きしていた。(保母の態度が良くなかつた)
- 担当保母がはつきりせず、子どもの状態をよくつかめなかつた。
- 連絡帳に詳しく書いていなかつた。
- 保育室に入れないと、保育内容について不安だった。 (3)

○園長は口ばかりで、あまり動かなかつた。

○保母が少なく不安だつた。

○昼休み、保母一人を残して食事をしていたので心配だつた。

## 16 事故後の対応——親

保育施設で子どもを亡くした親は、我が子の死に直面してどのように考え、どう対応したのだろうか？私たちは東京周辺の親への訪問調査を行ったが、そこで親の精神的ショック、悲しみ、悔い、怒り……に触れ、他方「子どもの死には触れたくない。子どもが返ってくるわけでもない」と調査を拒否されもした。

次の調査結果が、親の気持や感情までを表現するものではないが、現状を語るものとして報告したい。

事故例一三〇例中、親の対応として次のように分けられる（注、複数項目回答である）。

- ① 保育園と金銭和解をした。 25例
- ② 裁判に訴えた。 22例
- ③ 会話を結成し運動を進めた。 9例
- ④ 行政とも交渉を行った。 13例
- ⑤ 原因究明、話し合い続行中。 4例
- ⑥ 何も要求せず、あきらめた。 13例
- ⑦ 不明 65例

次に①②③④⑥の回答につき、分析を行う。

### ① 金銭和解をした二五例の内訳

○裁判過程で和解	7例
○園と示談で和解	14例
行政が損害賠償金(○)	
○1例	

会話を結成し運動の過程で園と和解し、行政にも見舞金を支払わせた。

三例のうち二例は公立保育園の事故で、行政は無過失責任の立場で補償金を支払うとしている。あと一例は事故を起こした保育ママが自殺し、「行政にも責任がある」との見解で損害賠償金が支払われた例であった。

金銭和解をしたいずれのケースでも、共通している点は、父母がそれで納得したのではないということである。消極的に、あるいは和解せざるを得なかつたとする父母も多く、「子どもは再び返って来ない」という事実の重みをより感じさせる。

### ② 裁判に訴えた例 二二例

○園を相手どる	12例
○園と行政を相手どる	9例
調停 1例	

### ○裁判の結果又は経過

一審で敗訴（その後とり下げ）	3
一審敗訴、二審和解	2
一審で和解	
一・二審敗訴	1
調停	
1 5 10	

行政や園に謝罪させることで和解をした二例、弁護士の言うままに和解、又は弁護士が原告と相談もせず一方的に和解してしまった例などが含まれている。

### ③ 保育園と示談で和解した一四例

この中で、保育園側が一応非を認めた形で対応したのはたった四例であり、園長の顔も見たくないので全てを代理人に任せた、一方的に保険金が支払われたなどのケースが含まれる。

### ④ 行政が損害賠償金を支払った三例

三例のうち二例は公立保育園の事故で、行政は無過失責任の立場で補償金を支払うとしている。あと一例は事故を起こした保育ママが自殺し、「行政にも責任がある」との見解で損害賠償金が支払われた例であった。

金銭和解をしたいずれのケースでも、共通している点は、父母がそれで納得したのではないということである。消極的に、あるいは和解せざるを得なかつたとする父母も多く、「子どもは再び返って来ない」という事実の重みをより感じさせる。

裁判の形態、結果（経過）は前ページの通りである。

実は特筆すべきであろう。

①裁判を始めた理由

- 保育園の態度が悪く、言うことがだんだん変わってくる。
- 事故の状況説明がないために一切わからない。

- 行政の責任をも社会的に明らかにしたい、等の回答があった。

②裁判途中での和解

原告本人が疲れ切っており、支援者もないまま、親類からも孤立して鬱うざるを得ないという状況、弁護士との意志疇通の問題など、親（原告）の置かれた状況に考えさせられる点が多い。

③敗訴判決の理由

死亡原因が子どもの側にあるとされ、病弱（四例）、突然死（二例）の判決であった。

④会を結成し運動を進めた例 九例

「会」結成は、子どもを亡くした親が中心になり、友人、保育関係者、父母などの協力者が結集して結成している。

九例のうち現在も闘いを進めている四例は裁判を係争中であり、園追求、行政交渉、裁判支援、パンフ発行、相互連絡……などの活動を行っている。又既に解散した会でも、行政に見舞金を出させたり、無認可の認可化を勝ちとつたりの成果をあげているし、目に見える成果はなくとも、各地域で「保育園での子どもの死」を訴え、今日、ベビーホテル問題が大きく社会問題化するに至る運動をつみあげてきたといえる。そして、子どもの置かれている保育の劣悪な状況を社会的に明らかにした。なにより、親同士が連絡をとれる状況を生み出し、運動に関わる人々の保育に関する認識を深め、更に親自身の生き方を変えるきっかけにもなった事

- ④行政とも交渉した例 一三例  
⑤何も要求せずあきらめた 一三例

事故例番	会の名称（又は団体）	運動と成果	現在の会の有・無
⑨	「無認可保育所を守る会」	市長交渉、議会への請願行動、園と和解し、行政に園と同額の見舞金を出させた。	×
⑩	共同保育所の父母・保母	行政交渉（補助金）	×
⑪	「怪ちゃんの死をムダにしない為保育を考える会」	ペッドの危険性を問題にする裁判闘争、行政交渉、事故例調査の所見を出させる	×
⑫	「真理子ちゃんの死をムダにしない会」	裁判闘争、行政交渉、「窒息死」親への連絡、事故後父母会結成される	○
⑬	「和彦君と片岡夫妻を支援する会」	行政交渉の末、共同保育所の認可化をかちとる	○
⑭	「要を殺した者を許さない会」	行政交渉、園交渉、行政交渉	○
⑮	「巧ちゃんの死をムダにしない為に保育を考える会」	園追求、刑事訴訟支援（「突然死」が持ち出され、園罰無罪）	○
⑯	「裕美ちゃんの死を明らかにする会」	裁判闘争、行政交渉	○
⑰	（弁護士が一方的に和解してしまう）	裁判支援、行政交渉、園追求	×

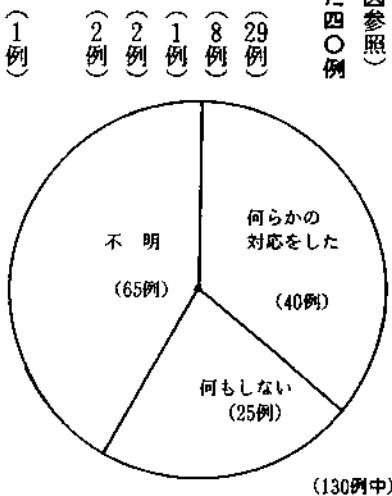
## 17 事故後の対応 保育施設

私たちは事故を起こした保育園が、子どもの死をどのように考えており、親に対する対応をしたかを調査した。この調査は園に対する調査ではなく、親に対する調査の中で“事故後の保育園の対応”という項目を設け、その回答結果である。従って、保育園側が子どもの死をどのように考えているかは、回答から推察したものになっていることを前置きしておく。

### 保育園の対応（下図参照）

何らかの対応をした40例

の内訳（複数回答）



方的に保険金の一部を持って来た（一例）などが含まれている。示談金の中に“保険金が支払われた”あるいは“保険金の一部が支払われた”と回答しているのはたった二例であるが、かなり高額の示談金（和解金）でない限り、支払われた金額のほとんどが保険金であったと推察される。例えば具体的な回答の中に“保険金三〇〇万のうち二十五〇万が示談金として振り込まれた”とか、“保険の切替期に当たったので五〇円で……と持参した”とか前記の“数年後、保険金が出たからと三〇〇万持ってきた”というものががあった。

### ②閉園（八例）及び③休園（一例）の具体例

② 事故後父母会が出来たために年度末に閉園。名称・場所を変え継続するがそこも又閉園。数年後ベビーホテルを再び経営。  
 ③ 事故後閉園。反省の色はないが民事裁判になつておらず、開園は出来ず。

④ 事故後閉園。保育者側から親に謝罪、連絡をとり話し合おうとしている。

⑤ 事故後閉園。裁判で和解。場所を変え継続。

⑥ 事故後閉園。保母は過失を認め示談金を支払う。

⑦ 事故後閉園。場所を変え再び継続。

⑧ 事故後閉園。その後の状況は不詳。  
 ⑨ 事故後閉園。一週間休園し、再び継続。

つまり、閉園・休園といつても、事故の反省や原因解明を行お

るが、再び閉園。

前項でも触れたが、この中で七例が裁判過程での和解、一四例が示談、行政が損害賠償金を支払ったのが三例、わずかの見舞金や香典を持参し、それ以降連絡なし（三例）、入院費の支払いだけで示談のハンコを押すよう強制した（一例）、あるいは数年後に一

うとして閉園したのはわずかであり、中には父母の追求や運動の中で閉園に追い込まれたものもあり、これら多くが何の反省もなく再び保育園の経営を続いているのである。

③保母自殺・蒸発

二例とも保育ママでの事故である。一例は詳細は不詳であるが、保母自殺の一例は保母が悩んだあげく蒸発し、数日後死亡した。この件に関しては、保母自殺にショックを受け、行政も一定の責任をとっている。

④親と共に行政交渉をする。（二例）

二例とも共同保育所での事故で、一例は無認可の認可化を勝ちとっている。しかし同じ共同保育所でも“突然死”を主張し、うつぶせ保育の有効性を唱えて親と対立、一点の反省の色も見せない例もあった。

⑤保育内容・保育条件を改善した。（四例）

一例は公立保育所、一例は共同保育所の事故である。公立（東京都三鷹市）の事故では、0才児のうつぶせ保育をやめ、同じ市立保育所全ての柱のかどをなくすとか、コンクリート床にビニールを貼るなどの改善を行った。あと三例は共同保育所で、臨時父母会を数回もち、パート保母制を廃止した、保母の確保、壁の取り扱い、等がある。

○保育園が何も対応しない例の内訳（二五例）

- ①裁判中（六例）、あるいは敗訴（四例）
- ②病死又は突然死との所見で、園側が一切責任なしとの対応（親もあきらめた）。（七例）
- ③親が連絡もとらず、要求もしない。（六例）

④その他（刑事訴訟無罪、市と交渉）

これらの調査結果から見てもわかるように、事故が起きた場合、保育園としてはまず死んでしまった子、亡くしてしまった親に対して、何を置いても誠意を尽さなければならないのに、その対応がなされた保育園は非常に少ない。逆に、裁判になると、それまで“窒息死”であった子どもの死因が突如として“突然死”だったと主張する園の対応（六例）が増えていることに象徴されるように、事故は不可抗力、「死」は葬り去るという非人道的、生命軽視の考え方があががえないだろうか。

## 18 事故後の対応——行政

この項も、親に対する調査の中で回答を依頼したものであり、行政に対する調査ではない。

行政の対応として

①損害賠償金を支払った。(三例)

○葬式に参列、又は香典料を出す、など

②③の具体例をあげると、

④行政が損害賠償金を支払つた例(三例)

⑤行政が損害賠償金を支払つた例(四例)

⑥一九六九年、三鷹市の公立保育所での事故。死因は吐乳吸引による窒息死。市は無過失責任として損害賠償金四八〇万円を支

払う。同時に「うつぶせ保育は許可せず、今後安全管理を徹底する」と、柱のかどをなくしたり、コンクリート床にビニールを敷くなど、他の市立五園の改善工事を行つた。

⑦一九七〇年京都市の市立保育園での事故。死因は鼻腔閉塞による窒息死。損害賠償金一四三万円を支払う。子どもも普段から体が弱かったからとして金額を少くしている。

⑧一九七一年日野市保育ママでの事故。死因はうつぶせによる窒息死。損害賠償金一四三万円を支払う。子どもも普段から体が弱かったからとして金額を少くしている。

⑨一九七二年日野市保育ママでの事故。死因はうつぶせによる窒息死。事故後保育ママさんが自殺した為、日野市は「市にも責任がある」と損害賠償金八〇〇万円を支払い、市長・助役の減給、福祉事務所所長・福祉課長の戒告処分を行つてている。

⑩行政が見舞金を支払つた例(四例)

⑪一九六九年豊田区の保育ママでの事故。長い裁判の末、高裁

で和解し、区が見舞金として五〇万円支払つた。

⑫一九七二年国立市の無認可保育園(補助あり)での事故。親と保育園父母、地域の保育関係者を中心とする市長交渉、市議会への請願行動等の運動の結果、市は「無認可保育園といえども公立保育園の補完として依存しているので、市にも相当の責任がある」として保育園と同額の一七五万円を見舞金として支払つた。しかし、同じ国立市での五年後の事故に対しては、父母の追及にもかかわらず、一切責任をとろうとしていない。

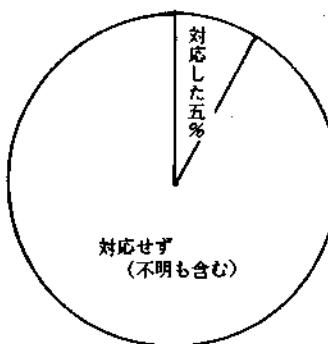
⑬一九七三年京都市の委託をうけている里親制度のもとでの事故。保母から落し下し死亡した例で、保母は有罪判決。被害児の親とは示談和解し、里親が三〇〇万円、京都市は見舞金として三一〇万円支払つていて。

⑭一九七八年八王子市の保育ママでの事故。市は管理上の落ち度はなかつたとしながら、見舞金五〇万円を支払つていて。

⑮行政が葬式に参列、又は香典料を出した例

これは、行政が責任を感じて行つたというより、非常に事務的形式的に行つてているようだ。このようにはっきりと回答したのは三例で、それも「親が断わつているのに無理に二万円置いていった」「区役所からの電話で、二千円の香典が出でているのでハンコを持って役所まで取りに来るよう」と電話があつただけ」というものであり驚かされる。

このように、行政が対応といえる対応をしたのは、一三〇例中たつたの七例のみであり、その数は余りに少ない。更にそのうちの二例は公立保育所での事故、一例は里親制度であるから、無認



可施設の事故で対応があったのはわずか四例といえる。それも二例は裁判や運動の結果行政に出させたものであり、一例は特殊例であった。

以上から、行政は子どもの死に対して全く責任を取ろうとしていない。徑一ちゃんの死に対して足立区の厚生部長が発言した、「無認可で何人子どもが死のうと区は関係ない」という言葉は、行政の姿勢を露骨に表現したものである。又、行政は無認可ばかりでなく、公立や認可保育園の事故に対しても責任をとっていない。公立及び認可保育所の事故は七例、そのうち二例は前述したように損害賠償金が支払われているが、残りの五例は、例えば「病死である」(千葉市)、「民間委託しているので市には責任ない」(和歌山市、認可私立)というふうに責任回避している。

全体的に、行政は責任を負わないという現状況の中で、日野市の「保育ママといえども行政にも責任があるので負担する」、国立市の「無認可といえども公立保育園の補完として依存しているので、市にも相当の責任がある」という見解を運動の中で出させ損害賠償金や見舞金を支払わせた意義は大きい。

# 保育施設に於ける事故例一覧













⑧ H 芳久		黒親制度		事故状況 オムツを取り替えようとして頭をぶつけた結果 うつして落し、ベッドの角に頭をぶつけた頭部骨折		事故後の状況 業務上過失致死	
君		(保育ママ)		※(保母から落下)			
八ヶ月(男)							
一九七三年五月十九日		PM〇：三〇		京都市			
二才(女)		大塚託児所		死因 転落(保母)			
二才(女)		無認可		死因 転落(保母)			
二才(女)		夜間 24H		死因 転落(保母)			
一九七三年六月二日		PM九〇：一〇頃		死因 転落(保母)			
一九七三年六月二日		名古屋市		死因 転落(保母)			
六ヶ月(女)		明和保育所		死因 転落(保母)			
六ヶ月(女)		無認可		死因 転落(保母)			
⑩ K 美紀代		ちやん		死因 転落(保母)			
一九七三年六月二日		名古屋市		死因 転落(保母)			
六ヶ月(女)		夜間		死因 転落(保母)			
⑪ E 一之		PM一〇：三〇		死因 転落(保母)			
君		深井保育室		死因 転落(保母)			
三ヶ月(男)		無認可		死因 転落(保母)			
一九七三年九月三日		名古屋市		死因 転落(保母)			
死因 寝息死(哺乳瓶、うつ伏せ)		死因 窒息死(うつ伏せ)		死因 窒息死(うつ伏せ)			
事故状況 園長は全乳児のミルクの準備中、一之ちゃんが泣いたため、湯さまし七〇℃入りの哺乳瓶を口に含ませ、哺乳瓶が口から離れないように身体を横にし、バスタオルを重ねて背中にあてて一之ちゃんの身体が動かないようにし、ミルクの準備に別室に。二〇分後にミルクを飲ませるために戻った時にはすでに顔色は変色していた。その間保育室は誰も居なかつた。		事故状況 園長は全乳児のミルクの準備中、一之ちゃんが泣いたため、湯さまし七〇℃入りの哺乳瓶を口に含ませ、哺乳瓶が口から離れないように身体を横にし、バスタオルを重ねて背中にあてて一之ちゃんの身体が動かないようにし、ミルクの準備に別室に。二〇分後にミルクを飲ませるために戻った時にはすでに顔色は変色していた。その間保育室は誰も居なかつた。		事故状況 園長は全乳児のミルクの準備中、一之ちゃんが泣いたため、湯さまし七〇℃入りの哺乳瓶を口に含ませ、哺乳瓶が口から離れないように身体を横にし、バスタオルを重ねて背中にあてて一之ちゃんの身体が動かないようにし、ミルクの準備に別室に。二〇分後にミルクを飲ませるために戻った時にはすでに顔色は変色していた。その間保育室は誰も居なかつた。		事故状況 園長は全乳児のミルクの準備中、一之ちゃんが泣いたため、湯さまし七〇℃入りの哺乳瓶を口に含ませ、哺乳瓶が口から離れないように身体を横にし、バスタオルを重ねて背中にあてて一之ちゃんの身体が動かないようにし、ミルクの準備に別室に。二〇分後にミルクを飲ませるために戻った時にはすでに顔色は変色していた。その間保育室は誰も居なかつた。	
解剖 在・不在 保母不在		解剖 在・不在 保母不在		解剖 在・不在 保母不在		解剖 在・不在 保母不在	
有 不在(別室)		解剖 不在(別室)		解剖 不在(別室)		解剖 不在(別室)	
入園 いきさつ		連絡帳 入園 いきさつ		連絡帳 入園 いきさつ		連絡帳 入園 いきさつ	
保育室に入ったか いきさつ		父母会 ならし保育		父母会 ならし保育		父母会 ならし保育	
調査方法 面談、新聞		調査方法 新聞		調査方法 新聞		調査方法 新聞	
事故後の状況 園と市を裁判に訴えるが支援なく和解に応じる。父母、「やめないで欲しい」という嘆願書を出す。		事故後の状況 園と市を裁判に訴えるが支援なく和解に応じる。父母、「やめないで欲しい」という嘆願書を出す。		事故後の状況 園と市を裁判に訴えるが支援なく和解に応じる。父母、「やめないで欲しい」という嘆願書を出す。		事故後の状況 園と市を裁判に訴えるが支援なく和解に応じる。父母、「やめないで欲しい」という嘆願書を出す。	
示談 で有罪		示談 で有罪		示談 で有罪		示談 で有罪	





















横一一〇〇	一九七八・一〇・一九	五ヶ月（女）	ちやん	裕美	ちやん	四五二〇〇	一九七八・六・八	七ヶ月（女）	（補助なし）	七ヶ月（女）	（久美ちゃん）	事故状況	午後五時すぎ、裏庭につながる非常用スベリ台で遊んでいて、約三・四㍍下のコンクリート地面に転落、頭部骨折で要刺死。	事故後の状況	裁判中
東京都三鷹市		（補助あり）	石井ベビールーム	（認可保育園）	山形市	一九七八・八・二五	一九七八・八・二五	（死因）窒息死（うつ伏せ）	死因	死因	死因	事故状況	午後二・三〇すぎミルクをのみ、二・五〇頃ベッドにね、三・〇〇すぎつぶせでベットに大量のミルクを吐き、吐いたミルクを気管支につまらせて窒息、三・五〇頃久美ちゃんを発見。	事故後の状況	新聞
死因	窒息死（離乳食）	事故状況	離乳食が口一杯とのどの所までつまつて窒息。園側が何の説明もしない為、詳細は不明だが、以前にも同様な形での死亡事故があった。事例⑤	解剖	解剖	解剖	解剖	解剖	解剖	解剖	解剖	事故状況	午前一〇時すぎ保母助手がおむつをかえた後、うつ伏せ保育のため顔を横むきに寝かせ、一五分毎に見回っていたが一時一五分頃うつ伏せのまま手足が青くなっているのを見つける。	事故後の状況	裁判中
解剖	在・不在	在（食事中）	X	3・10	—	—	有	不 在	不 在	不 在	不 在	事故状況	午前一〇時すぎ保母助手がおむつをかえた後、うつ伏せ保育のため顔を横むきに寝かせ、一五分毎に見回っていたが一時一五分頃うつ伏せのまま手足が青くなっているのを見つける。	事故後の状況	裁判中
入ったか	入園いきさつ	父母会	ならし保育	連絡	連絡	連絡	入園いきさつ	不明	入園いきさつ	入園いきさつ	入園いきさつ	事故状況	午前一〇時すぎ保母助手がおむつをかえた後、うつ伏せ保育のため顔を横むきに寝かせ、一五分毎に見回っていたが一時一五分頃うつ伏せのまま手足が青くなっているのを見つける。	事故後の状況	裁判中
調査方法	面談・電話	事故後の状況（事例研究4）	裕美ちゃんの会結成、パンフ作成、市交渉おこなう。裁判、後和解。（弁護士の独断で）	調査方法	新聞その他	調査方法	手紙	事故状況	事故状況	事故状況	事故状況	事故状況	事故状況	事故状況	事故状況
（2・18）	連絡帳	（2・18）	連絡帳	（2・18）	連絡帳	（2・18）	連絡帳	（2・18）	連絡帳	（2・18）	連絡帳	（2・18）	連絡帳	（2・18）	連絡帳
太陽の子保育園	認可保育園	君	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）	四歳（男）



⑧⑩ K 理 君	四ヶ月 (男)	一九七九年・二月	正午	二歳 (男)	三歳 (男)	死因	死因	事故状況	事故状況	解剖	解剖	解剖	解剖	解剖	死因	事故後の状況
川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	窒息死 (うつ伏せ)	窒息死 (うつ伏せ)	夜の九時頃寝入ったので保育者は、保育室を離れ、午後一時すぎ見回った所、様子がおかしかった。うつ伏せでぐったりしていた。	夜の九時頃寝入ったので保育者は、保育室を離れ、午後一時すぎ見回った所、様子がおかしかった。うつ伏せでぐったりしていた。	保母・園児不在	保母・園児不在	保母・園児不在	保母・園児不在	保母・園児不在	窒息死 (うつ伏せ)	相手の誠意を待っている。
死因	死因	死因	死因	死因	死因	?	?	?	?	4..30	4..30	4..30	4..30	4..30	?	事故後の状況
?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	否	否	否	否	否	?	事故後の状況
解剖	解剖	解剖	解剖	解剖	解剖	有	有	1..2 (1..1)	1..2 (1..1)	入園	入園	入園	入園	入園	新規	事故後の状況
有(不明)	有(不明)	有(不明)	有(不明)	有(不明)	有(不明)	有	有	1..2 (1..1)	1..2 (1..1)	入園	入園	入園	入園	入園	新規	事故後の状況
入ったか	入ったか	入ったか	入ったか	入ったか	入ったか	連絡帳	連絡帳	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	新規	事故後の状況
調査方法	調査方法	調査方法	調査方法	調査方法	調査方法	新聞	新聞	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	事故後の状況
新聞	新聞	新聞	新聞	新聞	新聞											事故後の状況







95 K 美樹 ちゃん		おもちゃの家		事故状況 一六日夕預けられ、夜九時ころ二段ベッド下段に他の子供と共に寝た。朝七時ころ、うつ伏せになつてぐつたりしてからの発見。	
一歳七ヶ月 (女)	星夜 (二四日)	保母・園児	在・不在	うつ伏せ	(1) 2-18 夜
一九八〇・四・一七		保育室にいきさつ	入園	うつ伏せ	連絡帳
▲七二〇〇	函館市	有 (結果不明)	入園	父母会	なし保育
六ヶ月 (女)	保育ママ	1-2 連絡帳	いきさつ	父母会	なし保育
六ヶ月 (女)	なし	有 (結果不明)	入園	父母会	なし保育
一九八〇・五・一二		入園	いきさつ		
▲四二〇〇	東京都世田谷区	有 (結果不明)	入園		
五ヶ月 (男)	チャイルドハウス 無認可	有 (結果不明)	入園		
五ヶ月 (男)	(ベビーホテル)	有 (結果不明)	入園		
◎ H 智博 君		有 (結果不明)	入園		
一九八〇・五・一九		有 (結果不明)	入園		
PM 一一〇〇	札幌市	有 (結果不明)	入園		
五ヶ月 (男)	吉田ベビーハウス 無認可	有 (結果不明)	入園		
五ヶ月 (男)	(補助あり)	有 (結果不明)	入園		
◎ K 哲裕 君		有 (結果不明)	入園		
一九八〇・六・三〇		有 (結果不明)	入園		
千葉県柏市		有 (結果不明)	入園		
死因 突然死	死因 窒息死 (うつ伏せ・吐乳吸引)	死因 窒息死 (うつ伏せ・吐乳吸引)	死因 窒息死 (うつ伏せ・吐乳吸引)	死因 窒息死 (うつ伏せ・吐乳吸引)	死因 窒息死 (うつ伏せ・吐乳吸引)
事故状況 二階乳児室でベッドの上でぐつたりしている哲裕ちゃんを、手伝いのオバサンが見つける。一時半ごろオムツを取り替えたさいは異常なし。	事故状況 二階乳児室でベッドの上でぐつたりしている哲裕ちゃんを、手伝いのオバサンが見つける。一時半ごろオムツを取り替えたさいは異常なし。	事故状況 一時ごろ、あおむけにねかせた。一時半、見回りに来た保母が見た時うつ伏せでミルクを吐いていた。	事故状況 一時ごろ、あおむけにねかせた。一時半、見回りに来た保母が見た時うつ伏せでミルクを吐いていた。	事故状況 一時ごろ、あおむけにねかせた。一時半、見回りに来た保母が見た時うつ伏せでミルクを吐いていた。	事故状況 一時ごろ、あおむけにねかせた。一時半、見回りに来た保母が見た時うつ伏せでミルクを吐いていた。
解剖 在・不在	解剖 在・不在	解剖 在・不在	解剖 在・不在	解剖 在・不在	解剖 在・不在
保母 在・不在	保母 在・不在	保母 在・不在	保母 在・不在	保母 在・不在	保母 在・不在
就寝中か? 有 (突然死)	就寝中か? 有 (突然死)	就寝中か? 有 (突然死)	就寝中か? 有 (突然死)	就寝中か? 有 (突然死)	就寝中か? 有 (突然死)
在・不在 不在(階下)	在・不在 不在(別室)	在・不在 不在(別室)	在・不在 不在(別室)	在・不在 不在(別室)	在・不在 不在(別室)
保育室にいきさつ いきさつ	保育室にいきさつ いきさつ	保育室にいきさつ いきさつ	保育室にいきさつ いきさつ	保育室にいきさつ いきさつ	保育室にいきさつ いきさつ
入園 入園	入園 入園	入園 入園	入園 入園	入園 入園	入園 入園
父母会 父母会	父母会 父母会	父母会 父母会	父母会 父母会	父母会 父父母会	父母会 父父母会
ならし保育 ならし保育	ならし保育 ならし保育	ならし保育 ならし保育	ならし保育 ならし保育	ならし保育 ならし保育	ならし保育 ならし保育
調査方法 新聞	調査方法 面談・電話・新聞	調査方法 面談・電話・新聞	調査方法 面談・電話・新聞	調査方法 面談・電話・新聞	調査方法 新聞
事故後の状況	事故後の状況	事故後の状況	事故後の状況	事故後の状況	事故後の状況
新規	新規	新規	新規	新規	新規



事故後の状況 事故後も保育園をつづけて再度死亡事故を起す

⑩ 一 植 ちゃん	ひなづる	午後五時頃、登園。七時頃ベッドで寝た。調べによると、四・五日前から風邪気味、死因は急性肺炎。
二歳 (女) 夜間専門	（ベビーホテル）	
PM 一一二〇〇 高知市	死因 肺炎?	
⑪ U 耕二 君	子供の国 無認可	事故状況 寝返りをうち、うつ伏せになり布団をかぶって、窒息死。一四畳の部屋一、六畳のベッドルーム。
四ヶ月 (男) 一九八〇・一〇・二八		
一九八〇・一〇・三〇 佐賀県西有田町 淨行寺保育園	死因 窒息死 (うつ伏せ)	
⑫ Y 崇之 君	無認可	事故状況 一〇日前に四ヶ月検診の帰り、はじめて少し鼻水が出たので小児科に寄る。軽い風邪との診断。二七日保母さんに鼻水、咳が出ていたと言われる。二八日園を休んで病院、先生も軽い診断。家では咳も出なくて、三〇日に事故。園より死亡状況の説明なし。
四ヶ月 (男) 一九八〇・一〇・三〇 PM 三・〇〇 埼玉県朝霞市 三明家庭保育室	死因 ①うつ伏せ窒息死②吐乳吸引③間質性肺炎	事故状況 事例
死因 ?	事故状況	
解剖	解剖	解剖
保母 在・不在 就寝中か? 就寝中	保母 在・不在 性肺炎 3・12	保母 在・不在 性肺炎 3・16
保育室に 入園 いきさつ 連絡帳 連絡帳 入園 父母会 なし	保育室に 入園 いきさつ 通勤途中 にあつた 入れない	保育室に 入園 ならし保育 なし
入園 いきさつ 父母会 なし	調査方法 手紙・新聞 対応まつたなし、経営者は誠意がない。損害賠償訴訟を検討中。	調査方法 手紙・新聞 事故後の状況 解剖が間質性肺炎ある為、授乳後うつ伏せにして、そのまま離れていたにもかかわらず、一切責任なしという対応。
調査方法 新聞	事故後の状況	











# 事例研究

## 森岡真理子

ちゃんの場合



### ①本児の出生、発育状況

一九七三年五月四日、森岡夫妻の長女として生まれる。身長五〇センチ、体重三二二〇グラム、極めて健康であった。発育状況も良好で、八ヶ月の健康診断、身長六七・六センチ、体重八二六〇グラムであった。

### ②父母及び家族の状況

父母は共に小学校の教師で共働き

### ③本園に至るまでの保育経過及び状況

昭和四八年一月～三月  
出産を控え保育所探しの為、柏市役所に行くがらちがあかず、

昭和四八年四月  
学級の父母の紹介で奥田さんに預けることに決める。

### ④本園の保育状況及び特徴、見取図

同年五月四日  
長女真理子ちゃん誕生  
同年六月三〇日～十二月  
産休明けより奥田さんに預ける。連絡ノート  
もあり、ゆき届いた親切な保育（部屋の都合

で八ヶ月までの約束)  
この間八月

松戸市なら保育所入所の可能性ありと聞き松戸市へ引越しす。

同年十一月

保育所入所の申し込みをするが、父私立共満員と断られる。子供課では「保育ママさんならすぐ紹介する」との事で依頼する。「郭公子どもの家」を紹介される。

昭和四九年一月五日

「郭公子どもの家」と契約する。「子供数人に對して保母が四人いる。余り多くは預からない」との事で安心する。しかし、「父母会はない」「連絡ノートはやっていない」「ならない保育はないので当日連れてくるように」といわれる。保育園の中には入れてもらえない、離乳食の与え方や食事時間を聞いて帰る。

本園は、一九七四年一月経営者野坂聰美が、松戸市の保育ママ制度のもとに一人の保育ママを雇つて開園。  
(注) ①登録では三人の保育ママとなつていてる。  
②保育ママ一人に対し子供三名まで保育

死因	鼻口閉塞による窒息死
月令・性別	九ヶ月・女
事故日時	一九七四年二月八午後三時
施設の種類	家庭福祉員(保育ママ)

育できるが、保育ママ三名集まれば、子供を十五名まで保育できるという新しい

#### 保育ママ制度

1) 保育園名「郭公子どもの家」松戸市小金原八一一九一六

2) 保母数：入所時は四名と聞かされたが、実際は三名で保育していた。

① 野坂→保育ママではない。経営者二八才

栄養士の免許をもち、午後の保育と昼食作りをしていました。

② Aさん→保育ママ、保母資格なし、一日

保育

③ Bさん→保育ママ、保母資格あり、午前中のパート

④ Cさん→名前を登録しているだけで実際の保育には当っていない。

一日九時間半のうち、保母の実質人数は、四時間一人、二時間二人、三時間半三人であり、名目四人とは大きな差がある。

3) 子供の人数：平常十二名、当日十名、産休明けから六才児まで

4) 保育時間：真理子ちゃんの場合七・四〇・五・〇〇（十一時ミルクとおやつ、三時食事）

5) 保育料：一万四千円+雑費千円、松戸市から一人に対し八千円の補助金が出ていた。

6) その他：特徴として、

○ 松戸市の保育ママ制度（注②）のもとに  
新しく開設された保育園

○ 外見はきれいだが内容はおそまつ。昼寝中は、子供が泣いていようが午睡室に保母が入らぬことをきまりとしており、

又、どの子も一律うつぶせ寝にさせていた。（内臓が強くなるとの事で）。市から子供一人に対して八千円の助成金が出ていた。

#### 5 事故の状況(当日のこと)

7・00 起床、歩行器で遊ぶ。健康状態良好で

7・20 気嫌も良い。

7・40 「郭公子どもの家」に預ける。

8・00 野坂

から、おもちゃのから、おもちのおかゆをも

らって食べる。

10・30 Bさんからミルク

二〇〇〇〇飲む。そのまま

腕の中で眠る

が寝室に入る

とすぐ目をさます。軽い咳、

顔色がすぐれないと熱を計

るが熱なし。

歩行器に入っ

勤務状況		7時	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5時
野坂					→ 給食準備		← 買物					
Aさん						↓	↑					
Bさん						↓	↑					
Cさん						↓	↑					
実質人数	1人	3人	1人	2人								

で元気にかけまわる。

11・30 離乳食のいためうどんを全部食べる。

12・20 うつぶせに寝かせる。泣いたまま。Bさん帰宅。Aさん昼休み。残った野坂は外で仕事。寝室には誰もおらず。

13・40 Aさん戻る。野坂「普段の泣き方と違った泣き方をしていた」といながら見に行つていない。

14・00 野坂、Aさんと交替して買物に行く。

14・55 Aさんが真理子ちゃんの遺体発見。横の子が泣いていたので真理子ちゃんが目をさましてはいけないと見に行って気がついた。買物から帰った野坂をすぐ呼ぶ。「真理子ちゃんはうつぶせのまま、身体が硬直し、手は広げてシーツにかけていた」「バスタオルを口にいっぱいつめていた」

野坂が近所の高江医師のところに運んだが、すでに手遅れの状態、高江医師「あと一時間早く帰ら……」と。

3・20 野坂から母親に電話あり。「真理子ちゃんが窒息をしたんです」

3・30 野坂から父親に電話あり。「口いっぱいでタオルをつめて亡くなったんです」

3・40 両親かけつける。警官が来て検死と事情聴取を行う。死亡時刻12・00～3・00。写真を取り忘れたとひき返す警官、生命を軽視する行動。

## ⑥事故後について

昭和四九年二月一〇日千葉大法医学教室、木村教授の手で司法解剖  
十九日付新聞……「窒息死」

一〇日付新聞……「肺炎」(松戸市の鑑識課が流す)。解剖時、警官は「風邪をひいていたんだってね」とか病死をほのめかす態度。

### 1) 親の状況

「真理子ちゃんの死をムダにしない会」を結成。

①死因について  
千葉大法医学部や松戸警察に陳情や抗議行動をとり、解剖から一年余。「死因は鼻口閉塞による窒息死」との鑑定を出させる(S 50・4・8)。

「肺炎」と報道されたままになつて死因を訂正し「窒息死」であったとの報道を行つてもらおう、と活動(S 50・6・13記者会見→6・15報道)

### 4) 松戸市の対応

事故については、お氣の毒ではあるが、市には法的責任はない、と真理子ちゃんの死をどのように受けとめるかについては答えない。助成金を出している責任について「善意でやっているのに、その様に追求するなら助成金を出すことも考へる」とか「産休明け保育を市でやることは問題である」とか云う。

### 7) 裁判での両親の主張

②松戸市及び経営者に対する責任追求  
③二度と事故をおこさせない為の諸活動を行う。  
④野坂、松戸市、千葉県、国を相手取り、現在松戸地裁で係争中。

1) 園の経営者は誠実に養育すべき義務があるのに怠り、死亡させた事への責任追求。  
2) 国、千葉県、松戸市は、国民の保育要求権に対応する保育所の設置、整備義務を怠つて死亡させたことへの責任追求。

### 9) 考察

2) 同じ保育園に預けていた父母の対応  
特に行動はなし。事故のあと、松戸市が公立保育所等に措置したため、存続してほしいという要求にもならなかつた。保育園の実態につい

ては、どの親も知らなかつた。

### 3) 保母及び園側の対応

死亡当日は、最初は「タオルを口にいっぱいにつめて窒息死した」と云い、後日「肺炎」との新聞報道が出るや病死と主張。裁判の中では最終的に「突然死だ」と、死因を三回にわたつてコロコロ変えた主張を行つてゐる。保育園は事故のあった翌日より閉園。

### 8) 現在の親の状況(森岡さん御自身に書いていた)

真理子の死亡のショックからなかなか立ち直れなかつたが、支援の輪の広がりと運動の前進に力を得て、今まで共働きを続けている。現在真理子の弟にあたる子供が二人いる。二人とも保育所で毎日新しい経験を積み重ね、日一日とたくましく成長してきている。真理子の場合、

集団保育がいけなかつたのではないということです。わずか一ヶ月余の集団生活で生を断ち切られた事は何としても口惜しい事であるが、子供の集団があつた為ではなく、きちんと子供に目を配ることを怠つたからひきおこされた事故であつたと言えます。素知らぬ顔をして指導監督もせず放置する行政の神経はマヒしているといわれても仕方のないものです。十分な配慮をしたうえでの集団保育がなかられるなら、子供にとって本当に幸せな事だと思います。真理子の死によって、集団保育が否定されたのではなくすくんな保育が否定されたのです。

### 4) 千葉県は、実態調査、設備運営の改善勧告を行なわず放置した事の責任追求。

以上四点が、主張の要旨である。

3) 松戸市が児童福祉法二四条但し書に基いて確立した保育ママ制度の運用の中でおこつた事故である事と同時に、劣悪な施設を指導監督もせず放置し死亡させたことへの責任追求。

の新しい保育ママ制度のもとに、七四年一月開園したばかりの保育所であった。この園は、登録上は経営者十保育ママ三名の計四名がなされていたが、一人は名儀上だけの保母であり、実際の保育に当つていなかつた。その上一日九時間半の保育時間のうち、三名が揃つて保育に当たるのはたつた三時間半だけで、四時間は一人で、二時間は一人で保育していた。このように名目上の保母数と実際に保育に当たる保母数には大きな差がある。これは、この制度が一人保育の危険性を避けるという名目上の利点はあるが、実質的にはより劣悪な保育実態や不正を許す結果になつてゐる。そして簡単に不正が通ることに行政の指導監督の怠慢が暴露されている。登録上の名義保母の存在という問題は、事故をおこした私設保育所には共通してよくある問題である。これは、書類上通れば実際はどうでも良いという「お役所」的体質と指導監督の怠慢、これを逆手にとつた保育園経営者の官利意識の反映である。

2) 本園は開設したばかりで、外見上はきれいだが、内容はおぞまつな、親がまどわされやすい保育所だつた。●連絡帳はない ●保育室を親に見せない ●親には保母数においてもウソをつく ●どの子も一律うつぶせ寝をさせる ●午睡中は保育室に入らないことにしているなど、他の事故例とも共通の悪い保育のやり方がある。これら諸点は、今後親が保育園を選ぶ上での判断の基準になりうるし、誤った保育方

法として明らかにしていかなくてはならない。

3) 事故後の園の対応は、「窒息死」→「突然死」と三転している。この事故は司法解剖の鑑定結果も「窒息死」と出ており、死因ははつきりしている。にもかかわらず、園側がなつかつ「突然死」との主張をしてくることは「突然死」が園側の責任逃れの死因として利用されていることを顕著に物語るものである。

4) 本児は午睡中泣いていたのに放置され、保母不在の中で死に至つてゐる。このパターンも他の事故例と全く類似するものである。保育園側の保育することの怠慢と、保育方法の誤り、人員の手薄な時間帯であること、等が、こうした事故をおこす直接の原因となつてゐることは本事故からも明らかである。

5) 本児の両親は、こうした悲しい事故が二度とおこらないよう、地域で「真理子ちゃんの死をムダにしない会」を結成し、運動をつくりあげてゐる。

#### つづいている事故 1982年10月9日(読売)

保育園「赤ちゃん死ぬ  
八日前八時四十五分頃、東京都東久留米市里の「六の一七、保育園「ひよ」」(鶴鳴三ツ木ふじみ保育園)で、同市中央町六の七の十四、同市役所職員公演勝博さん(四歳の男)が、ベッドの上でぐったりしているのを看護さんが見つけ、救急車で近くの病院に収容したが、同十一時半頃で死亡した。

田無署の調べでは、看護さんはこの日午前八時頃、母親に連れられてきた。同園では看護師や看護士がベッドにうつ伏せにして寝かせたという。死因が事故死か病死かはつきりしていないが、園側は同園側の業務上過失致死の疑いも含めて調べている。同園は産業労働省を対象に園児十人、職員四人。

# 片岡和彦

## ちゃんの場合

### 一、本児の出生および発育状況

一九七六年一月二〇日生まれる、三、六〇〇グラム。事故までの八五日間は元気そのもので順調に成長していた。よく笑うようになり、両親の顔も見分けがつく程になっていた。

一人で見ていた。

事故のあった時は、保育園に三人の保母しかいなかつた。(内パート保母一人)

### 五、事故の状況

① 当日、はとっぽ保育園では、和彦ちゃんを含む五人の乳児に対しても担当保母で保育にあたつていた(パート保母一人含む)。午前十時過ぎ頃、母親の和子さんが保育室内に於いて母乳を与えたが、その時は和彦ちゃんは元気で十数分で飲み終えた。

② 午後一時頃、ぐずつている和彦ちゃんを保母がうつぶせに寝かせて、保育室に視界の届かない別室と移った。

三、本園に至るまでの保育経過と状況  
産後休暇六週間(四二日)明けに、職場(神戸大学)にある。はとっぽ保育園に入園する。保育園は病院横の建物にあり、母親は、朝、夕三〇分ずつの授乳時間をつかって母乳を与えていた。

③ 午後一時二三分頃、保母がトイレについた際保育室をのぞいて、うつ伏せで顔面蒼白になり、ぐったりしている和彦ちゃんを見つける。

④ 保母は小児科への連絡方法が解らず、まず母親を電話で呼び出し、母親がかけつけた後で小児科外来に運びこんだ。

⑤ すでに心臓も呼吸も止まつてしまっていた和彦ちゃんは救急処置により一応蘇生はしたもの、意識はもどらず、無酸素性脳障害による重い後遺症を残すことになった。(俗に言う植物人間状態)

⑥ その後、重度の知能障害に加え、四肢の運動機能の喪失をはじめ、視力・聴力等感覚の完全な喪失、自力嚥下能力の欠如をはじめ、自發的な排便排尿不能という状態で、鼻から

死因	うつ伏せによる窒息死
月令・性別	二ヶ月(五日・男)
事故日時	一九七六年四月三日午後一時二〇分
施設の種類	共同保育所(病院内保育所)



チューブを通して栄養補給を行なうという状態が続いた。

国立療養所へ移つて約一ヶ月の後、流動食から「おじや」に変つた数日後に、食事介助をされる途中、食べ物を気管に入れて、窒息状態で死亡（事故より一年と二日目）。

#### 六、事故について

##### ① 同じ保育園に子供をあずけていた親たちの対応

院内小児科医師の発言をもとに、組合側（保育園）の子供の体質論と云うデマが各保護者に流される。保護者会の中では、保護者の不安の高まりとともに、改良の要求が出されて、改良された点もある。

一部の良心的な保護者を除き、大部分が保育園側の対応に押され、和彦ちゃんの死に至るまでの経過を事故とは認め難い雰囲気がつくられていった。

##### ② 保母・保育園・神戸大学教職員組合の見解と対応

——以下、第七回無認可保育所、全国集会報告集より——

仮死状態で小児科に行った。約十五分後に息をふき返した。保母さんの過失とは認められない保育をしていて。そういう認識にたっている。

なぜ保母さんに過失がないと断定するかと云いますと、保母さんが気がついた時には顔

色が悪くなっているだけで、決して窒息はしていないかった。いわゆる突然死症候群といわれるものではないかと思う。

私たちは、こういう病気は、お母さんにも保母さんの人権問題にも係わることだと思いま

す。この病気を学界で充分に研究され、そしてまた、政府・厚生省・文部省がこの病気について、やはり保障をする——こういう運動を私たちは推し進めていこうと考えています。

私たちの保育所では、非常にねつきの悪い子供、あるいは、うつ伏せにしたらよく寝る子供については、うつ伏せにしてねかせておりますが、全部の子供をうつ伏せにして寝かせている訳ではありません。

うつ伏せに寝るのは、良いとか悪いとか、いろいろ云われていますが、良い点もありますが、全部の子供をうつ伏せにして寝かせている訳ではありません。

うつ伏せに寝るのは、良いとか悪いとか、いろいろ云われていますが、良い点もありますが、全部の子供をうつ伏せにして寝かせておりります。

それから、和彦ちゃんも非常にグズグズ云うので、寝つかれず、それでうつ伏せにしたので――

和彦ちゃんが寝たので、隣の部屋で保育日誌をつけていた。そういう状態で、これはどこの保育所でもあることです。過失とは認めしておりません。

また、このことによつて、無認可保育所、あるいは産休明け保育の運動が、今後、後退するようなことがあってはならない。この原

因の解らない病気によって、保母さん的人権問題にも係わつてくる訳ですから、この裁判は、われわれは堂々と闘つていきたいと思っています。

##### ③ 両親の主張

(1) 首のすわっていない和彦を「うつぶせ」に寝かせた。

(2) 事故当時、保育室に保母は一人も居らず、看護義務を怠つた。

(3) 保育室に、うつぶせに寝かせる条件はなかった。

(4) 事故発見後の処置は、原則を忘れたものであつた。

(5) 保育所としての建物が不充分極まりない構造であつた。

● 死に至らしめた事故のすべての根本的な原因と責任は、国の保育政策の貧困にあると考える。公立保育所の数が絶対的に不足し、そのためには不備な施設しかなかつたり。特に産休明け保育の場合には、高額負担の無認可保育所しか入所出来ないが、それすら不足しているのが現実である。

● 以上の内容で、教職員組合と国に対し裁判に訴える。

第一回公判は、一九七七年六月二十四日、以下一九八一年一月三〇日の第十七回公判に至り、次回より担当医師の証言に入る予定である。

## 七、現在の状況

### ①裁判について

保母・大学事務局・組合関係者（保育運営委員会）、神戸大学病院での主治医・鳥大病院での主治医の証言が終わり、八二年一二月にお母さんの第二回目の証言がある予定。

### 経過

(1) 大学当局は組合に保育施設および保母四人分の賃金を援助しているが、責任は一切ないという態度をとっている。

(2) 組合は、運営等の一切は保育所運営委員会がやっているので、組合を訴えているのは的はずれとの態度をとっている。

(3) 保母は、突然死にまで責任を負わされるのは、私たちこそ被害者という態度を貫いている。

### (2) 私たちの判断と経過

○ 国（大学）は、保母に賃金、施設、備品を出していることは、認めざるを得ない、ただし、運営の一切は関知しないという態度で、組合がやっていたと言いつている。（交渉はすべて組合を相手として結んでいる。）

○ 組合は一切関係なしと云っていたのが、保育所設置に至るまでは、組合が担つたと云いかえている。

○ 私たちは、保育所運営委員会を組合内の専門部会としてとらえるが、組合関係者は

独立組織であることに固守している。

○ 保母は、片岡さんに謝ると、非を認めることになるので、「スマミヤン」の一言もいわず。

私たちは、保母さんに謝ってもらつたからと言って、保母さんの責任を追及するつもりのないことを言明していたのに残念である。

(2) 子育てについて（和彦ちゃんの弟妹について……母親が働き続けるかどうか等）

和彦の弟妹が生まれている。零才の間は保育所にあづけるふんぎりがつかず、祖母にみてもらっている。弟の方は一才より公立保育園に入り、妹は五ヶ月より祖母にみてもらう予定である。

神戸市の場合、公立保育所は六ヶ月から入園できるので、それまでは無認可保育所か、神戸市委託の赤ちゃんホームに頼らざるを得ない。

一度はやめようと決心した職場だが、それでも問題の解決にはならず、母親の逃避につながるので、働き続けている。

る。

## 無認可保育所で乳児死ぬ

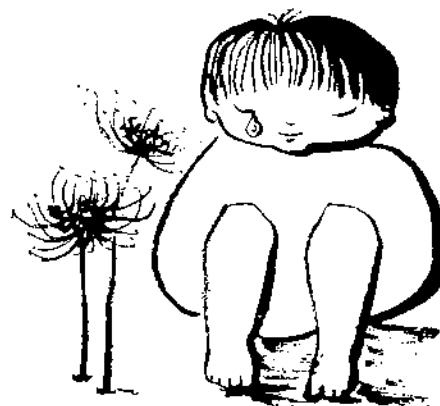
11/26  
二千五百午後一時十分ごろ、田無市本町七の一六の天、会社賣丸高志郎さん（四〇）が、西六景町舞鶴可保育所で、預かっていた同市久保町五の三の二・相模新東子育課監修課きよこむの最舅、一慶ちゃん（生後一ヶ月）が布

国（上）でぐったりしているのを、丸高さんの妻、百合江さん（二十六）が見つけ、一九番通報した。一慶ちゃんは救急車で武蔵野市内の病院に収容されたが、間もなく死んだ。

田無署で関係者から事情を聞いたところ、一慶ちゃんは産後休暇で、母の三人で十分おきに遊んでいたが、同じ午後までは園がなかったという。同署は、一慶ちゃんの死因が司法解剖で詳しい死因を調べる。

# 西井巧

ちゃんの場合



月令・性別	四ヶ月・男
事故日時	一九七七年六月十二日午前十時三四分、西井
施設の種類	無認可補助あり・私設保育室
死因	ミルク誤飲による窒息死

## ①本児の出生・発育状況

一九七七年六月十二日午前十時三四分、西井

夫婦の二男として出生。体重三〇八五グラム。

異常なし。発育状態も良く、きわめて健康。食欲

もあり標準より大きめに育っていた。三ヶ月頃には両親を見分け、声を出して笑う。子どもと大人の見分けもし、兄と遊ぶのが好きで声

を出して喜んでいた。

## ②父母及び家族の状況

両親共美容業。朝九時～夕方六時迄仕事に従事。自営三年目。

長男は当時六才で公立保育園に在園していた。長男と本児の年令が離れていたのは、自営をはじめて忙がしかった為。三年目にしてようやく安定した。

## ③本園に至るまでの保育経過及び状況

生後一ヶ月目、長男を預けたことのあるスパンベビーホームに電話で申し込む。長男は市の福祉課で紹介されて十ヶ月間預け、親として信頼していた。

## ④本園の保育状況

○保育時間 八時三〇分～五時〇〇分

特例 朝八時～〇〇分

夕方五時～〇〇分～六時〇〇分

一時間に付き二〇〇円増

○保母数及び子供数 市役所への届け五対二五

(〇才一八人、一才一九人、二才一六人、三才一一人)

救急隊到着後、行先の病院について園長希望

実際には保母五人のうち二人は調理で保母は三人。保母の話によると子供は「五人以上いた」という。一時預かりもしていた。

## ○本園の特徴・その他

着替用の服やオムツは一切必要なく、登園後直ぐ園の衣類に着替る。親は子供を連れて行くだけ。帰る時間には朝着て行った服に着替えて迎えを待っている。洗濯は園がする。午睡前に全員入浴させる。微熱程度でもさせる。特別風邪ぎみの子だけやめる。散歩・外遊びは殆んどなく、一日中部屋の中でテレビを見たりおもちゃで遊んでいる。

## ⑤事故の状況

多少風邪ぎみではあったが元気で九時前に登園する。

### （両親への説明）

十時の授乳後泣きやまないので椅子にすわらせる。それでも泣きやまないのでベッドにうつ伏せに寝かせる。静かになつたので眠つたと思った。

十一時三〇分頃園長が異常を発見。「だれがこんな風に寝かしたの！」と大声で。手足唇が紫色になっていた。脈が手でとれない。聴診器を当てたらかすかに心音があったので園長がマッサージをしたが、それではだめと判断して救急車を呼ぶ。

と救急隊の意見がくい違い、少し時間がかかり  
十二時〇五分立川共済病院に到着。約一時間の  
心臓マッサージが行なわれたが、

一時十分死亡する。

〔十一月〕一日市長宛に出された説明書

十一時三五分ぐずるのでうつ伏せに寝かした  
ら五分後に様子がおかしくなったので救急車を  
呼び、その間に人工呼吸をした。

十二時〇三分立川共済病院着。

一時一〇分死亡

〔十一月〕一日市議の全員協議会に出されたもの  
八時三〇分巧ちゃんをあずかる。母親がベッド  
に寝かしてゆく。

九時着替え。

九時十五分泣きやまないので十時のミルクを  
飲ませ、ゲップをさせて寝かす。一旦寝たがま  
た起きてぐずる。

十一時十五分泣きやまないので藤椅子にすわ  
らせる。その後うつ伏せに寝かす。

十一時三〇分容態がおかしいので救急処置。

十一時五四分救急車が来る。

十二時〇三分立川共済病院着。

当日の保育状況——保母は園長を含め五名、  
内二人は調理、一人は運番で十時三〇分出勤。  
それまで二人の保母で三〇名近い園児を見てい  
た。働いていた人の話では、顔の下にバスター  
オルのまくらがあり、顔の跡があった。

#### ④事故後について

a、園に在籍した他の子供の親の対応

事故当時は特になし。

国立保育問題連絡会で西井夫妻には呼びかけ  
ずに一度市役所に行く。

三年後の一九八〇年九月西井夫妻の呼びかけ  
に一般市民、現在預けている親が参加し「巧  
ちゃんの死をムダにしない会」が結成され、  
裁判の支援・対市交渉を行なう。

b、園の対応

事故当初は「すべて私どもの過失です。大変  
申し訳無い」「御両親にどんな償いでも致し  
ます」と認めていた。

一週間休園にする。

二ヶ月目になると、両親との話し合いをよそ  
に保険会社の顧問弁護士を弁護士にたて日が  
経つにつれて誠意が見られなくなる。「園に  
は過失がなかったので責任はない。よって賠  
償請求に応じる必要がない」と主張するよう  
になる。

c、行政の対応

市内で二度目の事故で、前例があるにもかか  
わらず、三年間全く知らんぶり、放置して來  
た。三年後対市交渉の場で市長は「大変お氣  
の毒なことです。あってはならないことです」  
と言いながらも、無認可保育所であることを  
理由に責任を回避。各々の弁護士に対して早  
く園と西井夫妻が和解するようにすすめる。  
「立入検査は、場合によっては出来るという

ことであり、しなければならないということ  
ではない」として本園に対しても何もしてい  
ない。

西井夫妻の出した内容証明付要求書に対し  
ても全く誠意ある回答がなく「どうなんですか、  
訴訟を起こされるんですか?」との返事であ  
る。

〔前回（一九七二・一二・一）若達保育室での死亡事  
件（立入検査）〕

事故の市の対応

事故後預けていた父母が「無認可保育所を守る  
会」を結成。地域の保育問題連絡会とともに市  
議会に對して請願を出す。請願の内容は①市が  
積極的に解決救助にとりくむよう ②保険金の  
全額給付 ③市も相当額の見舞金を支払うよう。  
市の見解としては、親と保育室の当事者間で解  
決してもらうのが本筋であるが、現状の保育行  
政からみて、公立保育園が少ないために、保育  
行政の補完という形で、未認可保育室に利用契約して依存している。そうした実態  
の中では市も相応の責任を負わざるを得ないと  
して、市の顧問弁護士に市民サイドにたつた解  
決を依頼した。

親・園・市の弁護士が話し合い一九七三年九月  
和解となる。和解内容は請求金額のうち保険で  
おりる額を除いて親・園・市の三者で三等分に  
負担するというも（親は権利放棄）。  
和解成立後、その和解案を市議会で採択するよ  
う陳情がなされたが、その年の十二月議会では  
否決、翌、七四年三月議会でも否決、翌年七五

年春の選挙で議会構成が変わり、六月に陳情が採択され、九月議会で和解案が採択され、市は見舞金として支払うことが決定された。

#### ⑦現在の状況

##### ①裁判・その他

弁護士どうしの話しあいが進まず、事故後三年目にして園を相手に訴訟を起こす。三回目の公判で裁判長より和解の勧告があり、弁護士が西井夫妻の承諾もなく応じてしまう。金額の折衝の段階で、事故の内容が明らかにされないうちに和解することは納得できないとして、弁護士を解任。新たに弁護士をたて裁判を続けていた市に対しては一九八〇年十月末で時効になってしまって内容証明付要求書を出したが、誠意ある回答を得られない。

##### ②子育て

事故後に弟が生まれている。父立保育園に入れるまでは母親が仕事をやめて自分でみた。

#### ⑧その他

事故後、保母にあって色々な状況をきいた中の一つ。

「私たちは午前中はミルクや食事を作つたり後片づけでほとんど子供の世話をしていかなかつた。子供の汚れ物の洗濯、食事の世話、午後になると全員入浴させた。心身共に疲れる仕事で

あった。子供たちとゆつくり遊ぶ時間もないので入浴をやめたらどうかと園長に申し入れたが聞き入れてもらえなかつた。もともと無理な仕事だった」

#### ☆西井夫妻の主張

働く婦人にとって大事な子供を預けて働くのもつらいものです。子供のことを考え、なるべく近くで環境がよくて、保母さんが信頼できるところ、これは子供の成長の中で、半日の生活の最低の条件だと思います。私たちは長男も預けて信頼していた保育所でした。多少の不満はあつたとしても公立に入るまではと思つていました。信頼していた保育所で可愛い子供の命を奪われ、一言では言えない悲しみを背負つています。また、全国でこのようなケースが多いことに驚くばかりです。何か事が起きなければ対応してくれない行政に怒りを感じます。裁判になつてもほとんどのケースが負けています。子供の体が悪かったのだと親の泣き寝入りになつてしまっています。私たちはあの時自宅でみていたら死なせることは絶対なかつたと思っています。そのためにも勝つまで斗つつもりでがんばっています。

#### 考 察

1、事故について  
親への説明、報道関係者への説明、市役所（市長宛）への提出書類を比べてみると、事故状況（特にミルクを与えた時間や寝かした時間）

ににくい人がいる。どれが本当なのかわからぬ。しかし、十時半までは保育に当つていたのは二人であり、その後三人になつたとしても〇才（三才の約三〇名）をどのように保育しているのか？ 巧ちゃんの状態は誰にどのように把握されていたのだろうか？ 登園後事故の起きるまでどのくらい泣いていたのだろうか？ 長い間ぐずっていたにもかかわらず、「泣くからうつぶせに寝かし」更に「静かになつたので眠ったと思った」と。何故確認にいかないのか……事故の中で非常に多いケースである。また巧ちゃんの場合はまだ寝返りもうてす、家ではうつぶせに寝かせたことはない。寝返りをうつぶせに寝かせたことはない。寝かして目をはなすことは危険である。巧ちゃんの場合さらに顔の下にバスタオルの枕までおいてあつた。

#### 2、事故後について

本来利害の相反する当事者同士であるはずの保険会社の顧問弁護士を園が弁護士に立てたことは、園長の事故への対応の不誠実さを物語っている。

行政の対応も、五年前の事故の時は、無認可保育室を保育行政の補完として依存していることを認め相応の責任を負わざるを得ないとしてかなり積極的に解決に動いたにもかかわらず、本件がその時の市長の在任中の事故であつたにもかかわらず全く知らんふりをしてきている。逆に、本件では無認可保育室であることを理由に一切の責任を回避している。

# 市川裕美

## ちゃんの場合

①本児の出生及び発育状況  
一九七八年四月二六日生、体重二九五〇グラム、一ヶ月検診二ヶ月検診ともに異常なし、満五ヶ月で体重八一〇〇グラムと順調な発育であった。



死因	離乳食をのどにつまらせての窒息死
月令・性別	五ヶ月・女
事故日時	一九七八、一〇一九二時三〇分
施設の種類	無認可、補助あり、私設保育室

### ②父母及び家族の状況

父一市川敏夫（会社員）母一市川光子（公務員）の共働き家庭で他に同居の親族はなし。裕美ちゃんは結婚後六年目にしてやっとできた子供であった。

### ③本園に至るまでの保育状況

出産後三週間実家のおかあさんにみてもらう。出産前に近所の人へ預つてもらう約束をしていが、おかあさんから、個人より共同生活の方が子供のためによいと助言される。市役所に相談に行つたところ、公・私立保育所は満員のため、市と委託契約している無認可保育室として石井ベビールームを紹介された。生後一ヶ月から慣らし保育を始めた。

### ④本園の保育状況

- 園長の石井綾は七一才の高令で、五〇年の保育キャリアを自ら誇る人。石井ベビールームは三鷹市の〇才児保育の草分けで、石井に対しても市役所も一日置いているような状態であった。
- しかし実際の保育状況はきわめてお粗末であった。保育室には親を一步も立ち入らせず、朝夕の送り迎えは玄関先での受け渡し。子供たちは戸外に出してもらうことはなく、一日中ベッドの中で保育されていた。

- 唯一、石井園長が熱意を持っていたのは、離乳食を食べさせることであった。その離乳食は大根の葉・にんじん・セロリ・じゃがいも・しいたけ・豆その他何十種類もの材料をとりがらスープで煮こみ、それにパンを入れたポタージュスープ。「栄養が乳児期の成長のすべてを規定する」との石井の考え方のもとに、「来る日も来る日もこのポタージュが、いやがる子にはゴムバンドで身体を固定してまでも強制的に与えられていたのである。そしてこの離乳食が裕美ちゃんを死亡させることになったのであるが、預けていた親たちは、このような与え方とはまるで知らず、以前働いていた人の話で、その恐ろしい実態が明らかになつたのである。
- これも事故後にわかつたことであるが、一九七五年四月にも二ヶ月の男の子の死亡事故が起きている。市川さんが当事者をさがし出して話をきいたところ、やはり離乳食をのどにつまらせての窒息死であり、裕美ちゃんとまるで同じ状態で死んだのであった。
- 保育状況について、事故後のアンケート調査でわかつたことだが、肺炎・気管支炎にかかった子が異常に多い。（回答四一名中二七名。六五・九%）外にも出されず一日中室内で保育されていたためかもしれないが、離乳食の強引な与え方も関係しているのではないかと思われる。

●連絡帳はあったものの書かれる内容がまるで画一的であり、親たちの保育内容への不安・不信はかなり強かったようだ。アンケートによると三ヶ月以内に預けるのをやめた人が、四一名中一九名と半数近くを占めている。市役所に名簿を公開させたところ、定員二〇名のところに年間利用者のべ五〇名以上と「回転の早さ」を物語っている。

●定員一〇名、保母の数は市役所への届出は七名だったが、実際は當時いたのは石井を含めて三人だけだったようだ。裕美ちゃんの場合保育時間は午前八時から午後五時、保育料は四五、〇〇〇円であった。市川さんは市役所からの紹介だったが、安心していたし、「私は保育にかけてはベテランだから、子供のことはまかせて下さい」という石井の言葉を信じていたと言う。

#### ⑤事故の状況

##### ●十月十九日（事故当日）

鼻水は出でていたが、食欲もあり三六・三度と平熱なのでいつものように朝八時に玄関で渡し出勤。十二時半ごろ、石井ベビールームより職場に電話。泉すみ子保母が「裕美ちゃんの具合が悪いので帰ってきて下さい」と言う。「どうしたのですか」ときくと石井園長にかわり「食事中に顔と手が紫色になった。裏の木村先生をよびました。救急車も呼びました」と言う。一時二〇分頃、石井ベビールームに着く。歩いていくと警察らしい人が見えて驚いて走る。門の

ところで子供の母親であることを名乗り中に入ると、保母が出てきて「ママごめんなさいね、ごめんなさいね」と言うので全てを察した。警

察の人の話では、園長と保母が二人並んでわったひざの上に子供を置き、離乳食を与えている最中、食物がのどにつかえたための窒息死であるとのことで、口一杯とのどのど（外からみてのどにつかえているのがわかる状態）につかえていたものをみせてくれた。かなり以前にも事故があったようだとも言う。四時頃、三署署より電話で、杏林大学病院で行政解剖と決まりたとのこと。

##### ●十月二十日

杏林大学病院の吉村医師により解剖。解剖に立合つた警察の人の話——死因は離乳食が気管・肺に入った窒息死である。食道の弁、気管の弁が半開きの状態であった。正常に働いていたのは、風邪のためかどうか。胃の中にはキヤベツ、にんじん、トマト、肉の刻んだものその他、野菜の小さく切ったもの二〇〇グラム相当の他ミルクが入っていた。警察としては業務上過失致死があったかどうか調べる。

当日お通夜には保母二人が来る。石井は持病の高血圧で倒れたということで来なかつた。

##### ●十月二十一日

告別式。石井ベビールームからは誰も来ない。市の福祉部長他二名来る。告別式の後、在園児の親四名が石井園長に会って話す。ちょうど帰ってきた娘に石井は「また死んだのよ」と言う。

ところで子供の母親であることを名乗り中に入ると、保母が出てきて「ママごめんなさいね、ごめんなさいね」と言うので全てを察した。警

察医の松崎医師に会う。以前の事故は四年前で、その時も私がみたのだが、あの時で責任を取つてやめたと思ったがまだやっていたのか。裕美ちゃんの口とのどにつまつたものを私が取り出したが、大学病院に保管してある。死亡診断書には他殺の項にマルをつけた。

##### ●十月二十三日

警察医の松崎医師に会う。以前の事故は四年前で、その時も私がみたのだが、あの時で責任を取つてやめたと思ったがまだやっていたのか。裕美ちゃんの口とのどにつまつたものを私が取り出したが、大学病院に保管してある。死亡診断書には他殺の項にマルをつけた。

#### ⑥事故後について

##### A、園に在籍した父母の対応

事故後、以前預けていた人たちや、当時預けていた人たち、隣接市の保母たちが集まつて「裕美ちゃんの死を明らかにする会」を結成。起こるべくして起こつた事故だから、これ以上幼い命を犠牲にしないため、真相を究明しようと立ち上がる。会としてやつたことは、  
①裕美ちゃんの事故死についての情宣  
②石井に対する抗議  
③市に対する抗議  
④以前預けていた人たちに対するアンケート調査  
⑤裁判の支援  
などである。

##### B、園の対応

事故が起きて一週間後、子供の荷物を取りに行つた市川さんに、石井園長は居留守をつかう。行つた市川さんに、石井園長は居留守をつかう。応待に出た保母は、市川さんが「子どもがどういう状況で死んでいたのか、園長自身の口か

「働きたい」と言うと、「このことについては、警察と弁護士に一切言うなと言われている」とつづる。一時間後、家に帰った市川さんは、園長自身が電話きて「子供が死んだのは母親の体質をうけた子供だからで、母親の責任だ」。「あなたには母親の資格はない」との通り、市川さんともまるで連絡のとれない状態であった。市役所にきいても「わからぬ」とのことであったが、実際は市役所とは連絡がとれていたようである。「裕美ちゃんの死を明らかにする会」としては三鷹市と交渉を持つて、石井と市川さんの話し合いを、市の立ち合いのもとに実現するよう働きかけ「三鷹市・福祉事務所・社会福祉協議会・東京都民生局・石井・市川さん」の六者会談実現の要求を出したが、年末の十二月二十八日、突然石井ベビールームは廃園してしまった。市との交渉はその後も続いたが、一月十一日市川さんの弁護士が無断で突然訴状を八王子地裁に出してしまったことで、「裁判の場で明らかにする」と逃げられてしまうことになった。その後、石井をみかけたという近所の人の知らせで「会」の人間が何とかで行ってみたこともあったが、後片づけをしているという泉保母にパートナーを呼ばれる始末であった。

都民生局課長の話——援助金を直接出していいる三鷹市に指導監督の権利がある。もし保育内容に問題があれば閉園させることができる。五〇年の死亡事故は知っている。窒息死であり今回の事故も窒息死と書いてはあるが、鑑定書がでていないので何とも言えない。まず三鷹市が決めることだ。その後で都是考える。  
三鷹市保育課長の話——事故については遺憾だが無認可保育所なので指導監督はできない。できるとしたら助言ぐらい。今回ることは苦情として取扱う。

このように、都も市も責任逃れの態度を貫して変わらないのである。

A、裁判

事故後すぐに園側が弁護士をたてたので、驚いて親戚の人から弁護士を紹介してもらう。弁護士との意志疎通がうまくいかず、最初から最後まで独断で行動されてしまった。裁判は七九年一月十一日、八王子地裁に訴状提出（被告は石井綾と三鷹市）。  
以後二回の公判で、五月二十八日和解成立。

市に対する訴状は取り下げ、石井より賠償金を市川さんに支払うというものであった。市川さんは「私たち夫婦の意志が弱かったことが最大の原因とは思うが、弁護士の選び方によってずいぶん違うなど『徑ちゃんの会』に参加していて口惜しく思います。ただひとつ救いといえは、石井ベビールームが廃園されて、何も知らないで預けられる子どもたちを救えたことです」と語っている。

B、子育て、その他

次の子が生れた時のことを考え、公立で産休明け保育をやっている中野区に引越し。近所の人や職場の人、「そんなひどいところに預けて親の責任だ」とか「家でみるべきだ」とか言われたが、一オ三ヶ月になる第二子太一ちゃんも共同保育所を経て、今は認可保育園に預けながら働き続けている。

保育室の見取図については、中に入った事のある人がいない為不明。

⑦現在の状況

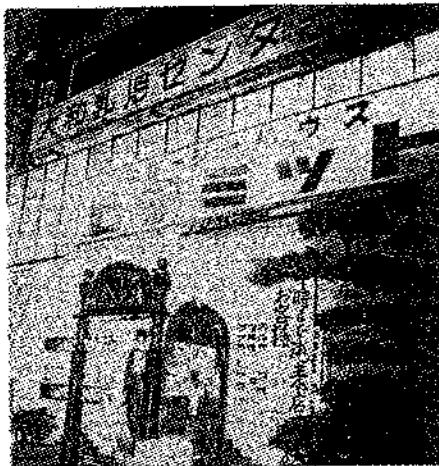
⑧石井ベビールームのその後

その後、石井ベビールームが風の子保育室と名前をかえて子どもを預かっていることを聞き、裕美ちゃんの会のメンバーを中心に、風の子がどういう状態なのか調べたり市役所に抗議行ったりして経過をみてきました。一九八二年四月半ば、直接石井にあって話を聞こうと連絡したところ、助成金がおりないので閉鎖したとのことでした。

風の子保育園の主任保母をしていたTさんの話では、経営主体は隣接市で保育園をやっているNさん。石井は住んでいるのでいろいろ口をだして、Nさん・Tさんが保育方針の違いで石井とは対立してうまくいかず、閉園したとのこ

# 山本義守

ちゃんの場合



## ①本児の出生・発育状況

一九七九年四月、山本夫妻の長男として出生、体重二四六〇グラム、身長四七・五センチ。

出生時の体重は少なかつたが、その後の発育状態はきわめて健康、食欲もあり、「ママ！」「ワンワン」と話す、人なづく、誰が抱いても泣かない子だった。離乳食もはじまり、食欲もあつた。九ヶ月になり歩きはじめていた。

## ②父母及び家族の状況

父親は配管工(二十才)、母親は義守ちゃんの亡くなる二ヶ月程前から知りあいの人に頼まれアルバイトとしてホステスをやっていた。(一八才)

## ③本園に至るまでの保育経過及び状況

七ヶ月頃迄母親が育てていたが、勤める事になり勤務先の店の紹介で「大和乳児センター」に預ける。

## ④本園の保育状況

a、昼は園長(経営者)と保母二名で二〇名の子供をみている。

保育時間 AM八：〇〇～PM五：三〇

(三～四才児が多い)

大和市より助成金がでている。

保育室の広さ(四二畳)

保育料 一才児未満(三一、〇〇〇円)

ミルク持参、貸オムツ  
一才児以上(三六、〇〇〇円)  
☆夜は園長の妻と保母二名で十五～十六名の子供をみている。(多い時で三十名程度)  
保育時間 PM五：〇〇～一二：三〇(PM八：〇〇～一：〇〇)は洋服のまま睡眠させる。  
保育料 一日(一、五〇〇円)  
他に暖房費として月一、二〇〇円  
ミルク、オムツ持参  
(尚、保育料は日給より毎日七〇〇円控除される)  
☆本園の特徴、その他  
保育園を開く前は水商売をやっていたが市会議員などと相談して開園した。  
星は、大和市の公立保育園が四時頃迄しか預からない為、公務員や看護婦、民間の正規職員が多い。保母資格は全員なし。夜は、大和市近辺のキャバレー、バー等と契約し、ホステスの子供を預っている。経営者の妻が責任者として担当、飲酒している事もあり、ホステス仲間でもあまり評判が良くなかつたという。  
園側の主張によると、ホステスが殆どで親として無頓着な人が多いので親の教育もしていることが多いという。  
夜の子供達は、通園時には親が連れてくるがお迎え時は店の車が迎えに来て店に連れて行くことが多いという。  
登園後、食事をさせ遊ばせた後、PM八：〇〇

「一一一〇〇までは洋服のまま仮眠させ、一一〇〇頃起こし迎えを待つ。

一ヶ月以上預け放しにされている子もあり典型的なベビーホテルである。

b、事故までの保育状況

母親がアルバイトにいくことになり義守ちゃんは十一月二十日から十一月末まで六回、十二月は何か預け、十一月二十二日に預けた後は一月十五日まで登園しなかった。

園の話しでは、三日前から“かぜ気味”で薬を飲んでいたという。

義守ちゃんは、九ヶ月になっていたが、離乳食を園ではやつてもらえず、持参したミルクのみだった。(保育時間六：〇〇～一：〇〇)

④事故の状況

当曰、園長と妻が友人の通夜に列席の為、娘と一緒に保母に依頼。義守ちゃんは二十日程休んだ後のはじめての登園。七時四〇分頃迄確認していたというが、十一時過ぎに気がついた時は、すでに遅く、ベッドの木枠にうつぶせ状態で頭がはさまれ死亡していた。掛け布団には血がついていた。義守ちゃんはすぐに病院に運ばれたが間に合わなかった。

園側では、寝ている子供を三〇分毎にみていると言っているが、解剖によると死亡推定時刻は八時、発見が十一時であるという事は疑問として残る。(横浜市大にて解剖)

保母は部屋にいたといっている。

⑤事故後について

a 園に子供を預けていた他の親の対応

特なく、その後も平然と預けている。

b 園の対応

義守ちゃんが“頭蓋骨陥没”による死因にもかかわらず、

“突然死”と主張

又、かぜ気味で身体が弱ってい

たのに預けた親

が無責任と検察

府でも主張して

いる。事故当日

には両親に謝っ

た園側が、今で

は弁護士をたて

母親が十八才と

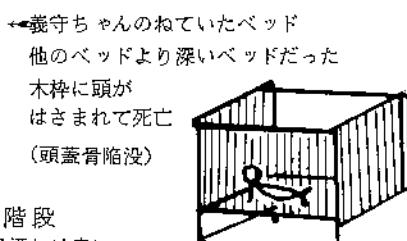
いう事もあって

か、かなり強引

に“親の無責任

さ”を主張して

いる。



階段  
各部屋のしきりは高さ60cm位の柵で、明るければ見通しは良い。

園側の主張によるべく、保険金を出してくれよう頼んだが、夜間は対象外であるという返事だつたという。

d 親の対応

両親が若いこともあり、義守ちゃんの祖父の関係で弁護士をたて、すぐに裁判所に訴えた。

母親の話によると、母親の年令的な事があり、すぐに横浜地裁に二、二〇〇万円の損害賠償請求をしたという。

事故状況を調べる中で、保母の一人が「よけいな事をいうと叱られる」といつており、事故について園側の誠意は全くみられないで憤りを感じている。

又、七時四〇分頃から十一時まで放置していた責任と、木枠に頭がはさまれる程の状況を何故知らなかつたのか、例えば、頭蓋骨陥没の状態になる程なら、痛がつて義守ちゃんが泣いたのではないか、など、かなりの疑問点があるとう。

园側では、寝ている子供を三〇分毎にみていると言っているが、解剖によると死亡推定時刻は八時、発見が十一時であるという事は疑問として残る。(横浜市大にて解剖)

保母は部屋にいたといっている。

⑥現在の状況

a 裁判について

民事はあまり進展せず、検察庁からは何度も事情聴取をうける。

b 子育てについて

今の状況では、他人に預ける事はとても不安。自分で育てていきたい。

c 行政の対応

⑧その他

事故の後、周囲の人々から職業のこと（ボス  
テス）や預けたことを批判されたり、した。  
もあって夫婦の間も一時ギスギスしたことがあ  
つた。

何かに熱中して義守ちゃんの事を忘れようと  
したが、忘れることはできない。

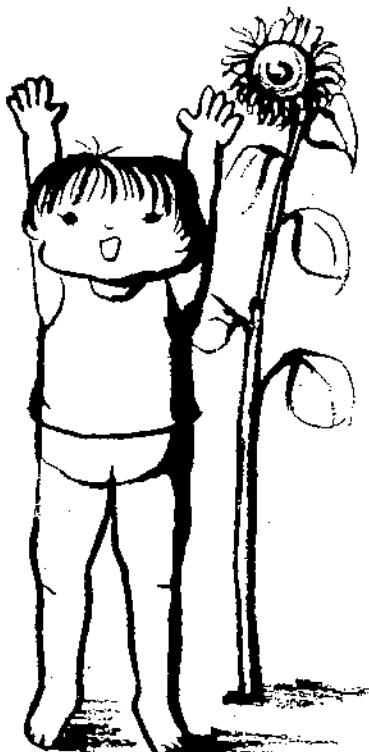
子供の死をのり越えて力強く生きていかなければ  
はならぬ、とこの頃は思う。

今は、子供もないでの昼間仕事をやりなが  
ら夜学校に行っている。——母親の若菜さん談。

考  
察

※大和乳児センターを訪ね、園長と話した内容  
と、義守ちゃんの母親・若菜さんと電話で何回  
か話した内容をまとめた。

死因については、双方のくい違いがはつきり  
しているが、状況から判断すると、頭蓋骨陥没  
症の状態を把握できない乳児センターの保育の  
しかたが、義守ちゃんの死を招いたといえるの  
ではないかと思う。



# 考察1はじめに

徑一ちゃんが竹の塚ベビーセンターで突然に死んだ時、周囲では『運が悪かった』という考え方方が支配的でした。そのような考え方の中で徑一ちゃんの両親は『徑一の死は偶然の事故や個人的な問題ではなく、貧困な保育行政の下で、具体的にはベビーセンターの劣悪な保育内容によって起こったのだ』と言いつづけて来ました。

本調査を続ける中で私達は、本当にそうである事を実感として感じて来ました。

そして、それぞれに個人的問題として処理をされていた事故例を整理してまとめた時、その一三〇の死が偶然な出来ごとや、個人的な問題でなく、同じ傾向、特徴を示し、社会的な問題である事をあきらかにしていました。

調査であきらかになつた点は以下のようなものでした。

- ①保育施設での死亡事故は全国的に発生しており驚くほど多い。
- ②死亡事故は、ほとんどが私設無認可保育園で起こっている。又ここ数年ベビーホテルでの事故が激増している。
- ③生後五ヶ月までの月令に事故が集中しており、うつ伏せ状態での窒息死が多い。又、一才以上の事故死は水死、転落死等の事故になっている。
- ④事故は子供達の就寝時間中に多く起こっている。そして、全般的に就寝時間中の保育体制がおろそかになっている。
- ⑤事故は、保育室に保母が居ない時に起こっており、その割合は非常に大きい。
- ⑥保育施設の事故に対する対応は悪く、事故の原因を追及し教訓

化する姿勢は見られない。

- ⑦行政の事故に対する対応は、無視、あるいは表沙汰にならないよう配慮するという自己保身の形で一貫している。

以上のような結果は、一三〇の悲しい死が寄り集まり始めてあきらかにしたもののです。

それは、残された私達に保育のあり方をさし示しているようにはつきりしていました。

私達は、この多くの短かい生と死を意味あるものにしようと調査を続けてきました。

この結果を声を大にし叫び、教訓化していくかなければならないと考えています。

これから本調査の結果に沿って

- ①なぜ事故が起こりつづけるのか。
- ②保育上、特に注意すべき点は何か。
- ③起つてしまつた事故に対してもどう対処すべきか。

といった問題について私達の考え方をあきらかに致します。

## 一考察2 起こりつづける死亡事故と保育環境

十年前の徳一ちゃんの死亡直後に相談に乗ってくれた弁護士に『同様な事故が一〇〇例になれば社会問題化する』と言われた事がありました。

そして私達の調査で死亡事故が一〇〇例を超えた時に軌を一にしたようにベビーホテル問題が社会問題化し、国会での総理大臣の答弁が行なわれ、東夫妻をはじめとする保育施設で子供を亡くした親達の訴えを厚生大臣が直接に聞かざるを得ないというまでに到りました。

それについて、この一二〇例という死亡事故数は調査を続けて来た私達自身にもあまりにも多く、言葉を失う思いがします。調査結果でも触れましたが、ニュース性がないと新聞に乗らない事故や、新聞社や警察も知らない事故を合わせると、その数は数倍になると考えられ、そら恐ろしくなります。

何故、これほどに事故が起こりつづけるのでしょうか。

次に指摘するよう多くの問題がかさなり合って、このような状況が生まれてしまったと考えられます。

①保育行政の貧困——公立保育園の不足、〇才児保育の未実施、保育時間等、長期にわたる行政の後退的姿勢の集積が矛盾だらけの保育状況を作ってしまい、シワ寄せが子供達に集中してしまった。

②ベビーホテルの激増——手をかけるべき保育に対し、いかに手を抜くか、言いかえれば、いかに保育の質を低くするかが商売の鍵になっているベビーホテルの保育とは本来の保育とはまったく質を異にしたものになっています。このような保育施設で

事故の発生がつづくことは当然な事です。

③〇才児保育実践の不充分性——うつ伏せ保育のあり方、就寝中でも保育室に保母がいる保育体制等、いまだ〇才児の保育のあり方が確立していない事。公立保育園が〇才児保育を避けて来た事とも関連しています。

④生命が軽視される社会——事故があつても何ともないよう続けられる保育施設。死さえ金で解決できると思ってる考え方からは、事故発生の原因を追及し、事故を教訓化しようとすると動きは生まれません。

⑤子供を預ける親の状況——すべてお金で解決しようとする風潮は預ける側にも存在し、保育をお金で買えるものと思い、自分の子供がどのように保育されているのか知りうともしない親達を作っています。又、たとえ、良くない保育環境と感じながらも、それしか選ぶ事の出来ない状況もあります。

⑥子供達の人権——弱い者の立場を考える余裕を失っている社会では、自らを守る事の出来ない子供達の人権は、まっ先に無視をされてしまいます。これ程の事故発生こそ子供の人権がいかに無視されているかの証拠でもあるでしょう。

以上のようなさまざま問題が重なり合って死亡事故が起こりつづける現在の保育状況が作られてしまつたと思われます。福祉さえ金もうけの対象になつてしまつ資本主義経済の進行は又、強者と弱者の二極化が進まさるを得ず、最も弱いものである

子供達に犠牲が集中していくのは避けられない事でもあります。

現実の社会は、子供達の犠牲の上に成り立っているとさえ言えるでしょ。

財政再建のために福祉を切り捨てる政策が進められていますがそのような行政の下では、今後も保育を取りまく環境は好転する事はなく事故はつづくと覚悟しなければならないでしょ。

つらい事ですが、多くの子供達が日々、危険にさらされ死と背中あわせにベッドに寝かされている状況が続くのだと言う事です。

1982年10月7日



### ◆ それでもベビーホテル利用

訪問者は、六四、ベビー・ホテルなど無認可の民間保育施設利用者の実感調査結果を発表した。

調査は、昨年十月、全国の無認可民間保育施設を利用している母親約二千人を対象に行った。子供を預ける理由として、四〇%が「収入に不安をもつてゐるため」と答えており、他の理由として、「預託の補助」(三四・二%)、「自分と家族の生活を支えね」(三四・一%)、「時差」(一五・五%)、「ローベーや借金の返済」(一七・〇%)。

「あこがれの高い経済的理由で働く人が多い」と答えたのが二二%、「仕事をやめたいが、生

活を支えているのでやめられない」「パパ活だから早く仕事をやめて育児に専念したい」が全体の三三・九%を占めている。しかし、一方で、「子供を預けてでも今の仕事を続けたい」とする母親が四五・五%あった。

# 考察③死亡事故の内容——事故防止に向けて

## (その1) 月令と死因を考える

一言で保育施設での死亡事故といつても、自ら動く事の出来ない生後二ヶ月から五ヶ月の乳児と、歩きはじめる一才以上の幼児とでは、当然事故の形は異ったものになります。

### (六ヶ月以前の事故について)

生後三ヶ月、四ヶ月、五ヶ月という抵抗力の弱い月令に事故が集中し、全体の半数を占めているのは、結果が出て見れば当然のようと思われます。危険な状態から安全な状態へと自らを守ることのできない三・四・五ヶ月の乳児は、全てを保育者にまかさざるを得ず、一寸した保育者の安全への気の配りが一生を左右してしまいます。

私達は『三～五ヶ月、うつ伏せ状態で死亡』という同じ事故パターンのニュースを、又かと何度も聞かされて来ました。

この事は、事故が何ら教訓化されず、二ヶ月～五ヶ月の乳児に於ける保育実践と保育理論が不充分である事。そして、この月令での保育は、これまでの公立保育園ではほとんど受けられず、

保育環境の不充分な保育施設で、大部分が保育されて来たという事によるものと思われます。

より安全を必要とする〇才児が、より保育環境の悪い公立や認可保育所以外の保育施設で、保育されているという現状は保育を必要とする子供達にとって悲劇であると言わざるを得ません。

又、うつ伏せ保育の是か否かという事が論じられて来ましたが、これだけのうつ伏せ状態による事故例を見た時、うつ伏せ寝は特

に注意をする必要があると言えます。

私達は本調査の結果から、うつ伏せ寝保育及び二～五ヶ月の月令の保育について次のように注意をして保育をすべきと考えます。

①自ら寝返りをうつ月令もあり、いちがいにうつ伏せ寝をさせないという事ではなく、うつ伏せ状態で首が充分に上がるようになってからうつ伏せ寝にすべきである。

②使用する布団は固いものにし、シーツは、袋状のものを使用する。マクラは使用しない。(あおむけでも)

③授乳直後のうつ伏せ寝はやめる。

④初めてうつ伏せ寝を試みる時は田を離さないこと。細心の注意を必要とする。

⑤二～五ヶ月の乳児の保育は、保育に充分な保母を配置し、寝返りをうつ時期は特に注意をし、又、風邪気味の時や動きの悪い時も注意を強めて保育にあたる。

### (六ヶ月からの事故について)

六ヶ月から一才前後の事故は、多くの形態をとっています。子供が動き出すようになると考えられないような事故も起きています。

所丈寛ちゃんのように、ベッドの柵にヨダレかけのひもをひっかけて窒息という事例もあります。

特に注意したいのは、身体が不調の時の保育で、気管支炎、肺

炎、風邪のように身体の具合が悪い場合です。そのような時は抵抗力も低下し、吐物・吐乳吸引やうつ伏せ、布団の被ぶり等が重なり合った時、死亡事故に至る可能性がある事を右調査の結果は示しています。

解剖の結果、肺炎だったという事例が六例と、この月令では一番多い死因となっている事からも子供達の体調をつかんでおく事は最も大切なことです。そして身体の動きが悪い時は、特に注意をはらって保育する必要があるでしょう。又、すぐに相談できる医師を持つ事も必要です。

#### (一才以上の幼児の事故について)

一才児以上の死亡事故は、転落、水死、火傷といった事故によるものが多くなっています。

これらの対策は、例えば二階からの非常口の点検、スベリ台のはしご段の点検（首がはさまらないかどうか）ベッドとベッドの間隔の点検（子供が落ちて首をはさむ事はないか）風呂に水が入っている時は、ドアに鍵をかけて置く事、屋外保育の場合は充分な保育者がいる事、というあらゆる可能性を考え、安全対策を興じる必要があります。

一才以上の事故例に於いてもほとんどが、保育者が見ていない時におきています。この事から、保育者が常に子供達を見守る事が出来る体制が必要です。

### (その2) 事故時の保育状況を考える

死亡事故は、どのような保育状況の下で起つたのか、充分な

保育体制だったのか否かという事は重要な問題です。

何故なら、充分な保育状況の下で事故が起つているとしたら事故防止への対策を立てようがないからです。

しかし、本調査の結果は、ほとんどの事故が保育者が保育室にいない状況で起きました。

保育者の日の前で死亡事故が起きたという例は、せっかん、保母からの落下等を除いて本調査では一つもありませんでした。

この事は、事故をどう防ぐのかという事を考える上でとっても大切な事実です。

子供達のそばに常に保育者がいる保育。保育者の視野の中に子供達が常に入っている保育が作れていれば多くの事故は起こらないのです。

そして、以上の事は、保育上の最も基本的なものであるのです。

常に保育室に保育者がいることが可能な保育者の確保、保育者と子供達の間を防たげる壁、カーテン等のない保育室の構造等は安全上に於いて必要なものです。

これまでの事実から、安全を無視して保育者を可能な限り減らし當利を追及する保育施設、一人で保育をする形をとる家庭福祉員（保育ママ）や自宅を保育所とするミニ保育園は基本的欠陥を持つものであり、危険な保育施設と言わざるを得ません。事実、そのような保育施設で多くの事故が発生しています。

又、事故の時間帯が、子供達の午睡時間に多く越つている事を考える時、午睡時間中の保育のあり方も問題にすべきだと思ひ

ます。

実際には、午睡時間帯は、一見、手がかかるなくなる事から、保育者の休憩時間、連絡ノートの記入時間、保育者の食事時間やかたづけ等の雑務時間に使われています。

本調査で、徑一ちゃんの月令である一才二ヶ月までの事故について就寝中に起こった事故が八〇%を占めている事を考える時、改めて午睡時間中の保育体制を確立する必要があります。

以上をまとめれば、

- ①保育者の視野の中に常に子ども達が入っている保育状態と
- ②子ども達の体調をつかんでいる保育状態

という二点が事故防止に於いて最低限必要な事であり、具体的には、うつぶせ保育時の注意、②体調の把握と悪い時の注意、③視野を防げる物の除去、④午睡時間中の保育体制、と、以上の保育を可能にするだけの保育者の人員の確保が事故防止上必要なものとしてあるでしょう。

## 考察4 事故後の対応——子供達の死をどのように考えるのか

保育室での子供達の死は、両親はもとより関係者を大きな精神的ショックに落し入れます。

そして、どう責任をとろうとも再び子供を生き返らす事が出来ない以上、本当に責任を取れないのが死亡事故のもの悲しさと恐ろしさです。

私達は、怪一ちゃんの死をどう考えたら良いのか、保育者側から、預けた親の側から、そして劣悪な保育環境を作ってしまったこの社会の側から、子供達にどう責任を取るべきなのかという事を考え続けて来ました。

### (その1) 事故に対する保育施設の対応

死亡事故に対する保育施設の対応の方はどうあるべきなのだろうか。

私達はこう思っています。

まず、死んだ子供の親に対しては、事故の状況を出来るだけ詳しく報告する事、そして保育上の欠陥や問題点があればその点をあきらかにして謝罪する事。

そして、保育施設に子供を預けている親にも、事故の状況と改善点を報告していく事、以上の問題は、保育施設として最低限の義務としてあると思います。

又、死んでしまった子供に対する責任の取り方もあります。それは事故の原因、保育上の問題点、再び事故を起こさない為には何をするのか、という点を保育施設関係者で整理し、保育実践の

中で教訓にしていく事、このようにしてでも返つてこない生命に対してもの責任の取り方は、子供の短い生と死とを意味あるものにしていく事しかないのだと思います。

しかし、実際の保育施設の対応は、施設の形態を問わず、このようなものではありませんでした。

ベビーホテルに代表される営利を目的とする保育施設では自らの責任の下での子供の死に直面しても生命の尊さや重さを改めて認識するという事はないかと思う程に事故への対応は悪いものでした。

死んだ子の親に対して、事故の状況を詳しく報告し、謝罪する

という最低の義務さえ果していないのが通常の形でした。

この事実は、もの言えぬ弱い命を相手にする仕事にたずさわっている保育者である事を考る時、本当に残念な事です。

私達は、調査の中で、事故直後には謝罪し過失を認めた形をとりながらも、時間の経過と共に、保育上の問題はなかった。死んだ子供の欠陥によるものであった。とする保育施設側の対応を多く見てきました。

この事は、一つには、自らの過失によって一人の子供の命を断つてしまつたという罪の重さを背負う事のつらさから少しでものがれたいというおもいによって、事故の原因を他にすりかえてしまう傾向によるものと思います。

二つには、損害賠償金の問題があります。

少しだも過失を認めれば、日常的につかわれる金額ではない、

ばく大な損害賠償金を支払わなければならなくなります。

このように精神的な面と経済的な問題から自ら「防衛をする事に  
なれば、一片の過失や、保育上の問題点もなかつたと言いつづけ  
る事になります。

又、過失を認めた場合でも、親に対しての損害賠償金の支払い  
で「解決」という事にしている。保育上の問題点や改善点をあき  
らかにし、追及する事なく、終つてしまつています。死んでしま  
った子供に対する責任は何一つとられないまま「解決」としてし  
まつているのです。

このような事故への対応のしかたは、金銭で解決とする現在社  
会の一般的事故への対応に深く影響されていますが、対象が自ら  
の意志を表わす事が出来ない子供である事を認識し、どう責任を  
とるのかを考えて欲しいものです。

當利を目的とするものではなく、父母と保育者が共同で保育運  
営をする事を原則としている共同保育園での事故に対する対応を  
見ました。主な内容は、

①事故後、保母、父母会が持たれ、事故の原因、そして事故に対  
する対応をどうするか話されている。

②事故の対応、経過を文章化し、公けにしている例がある。

(札幌・神戸・福岡)

③具体的な問題点をあきらかにし、改善している例がある。  
(保母の確保、パート保母の廃止、保母の視野を防げる壁の取  
り扱い等)

以上のような内容があり、ベビーホテルでの対応と異り、関係者

の対応は誠実なものがうかがわれます。

しかし、問題点もありました。

①一人の子供の死を目の前にして、その哀惜の気持よりも保育運  
動を事故によって後退させてはならないという考え方方が前面に  
出る傾向が見られる。

②その結果、自己防衛的になり、事故に対する保育上の問題点、  
死んだ子供に対する責任のとり方等に関してきびしきが足りな  
い結果になつてゐるようと思われます。

③ほとんどの親は、保育園を信頼しているという事で、保育上の  
問題点を追及せずに終つています。このような親の態度は、場  
合によつては、事故の社会的教訓は、ほとんどないままに、  
いいかえればウヤムヤにしてしまうでしょう。保育園への信頼  
と、問題点の究明への追及は、併列してありうるのだという事  
を認識したいものです。

④『子供が寝たので隣の部屋で保育日誌をつけていた。そういう  
状態で、これはどこかの保育所でもある事です。過失とは認めて  
いません』『日頃、調乳以外はほとんど部屋を離れることはな  
いほど授乳・おむつ交換に追われる毎日で、たまたま、十分足  
らず部屋を離れたときの事故で直接の責任は考えられない』  
『午睡時は、一日の中で唯一の休息時間である。保母は食事を  
すましおだより帳の整理、雑用等に追われる。私はその時間を  
利用して公私用を足す事にしている。当日も払い下げの家具の  
受け取りに外出を……』

事故の経過、対応が文章化され公表されている中に以上のよ  
うな文章があります。

保育室に保育者が常にいる保育体制という○才児保育の基本的な点に対する認識の欠如が見られるはどうした事でしょか。当該の保育者が子供達に誠実であると自認しているのであるからこの事実はつらいものがあります。

## (その2) 事故に対する親の対応

悲しみの中で最も大きなものの一つに自分の子供の死を見る事の悲しさがあります。突然の子供の死は悲しみや怒りと共に、屈折した感情を親に持たせます。

径一ちゃんを亡くした後、結成された父母会に竹の塚ベビーセンターを少しでも良くしようと、特別会員として入った東さん夫婦は、径一ちゃんの死を契機に父母会が出来たのを、これでベビーセンターも良くなるのだと喜びながらも、でも自分達にはもう径一は居ないのだという現実から、違和感・孤立感は大きなものがあつたと言います。

このように子供を亡くした親は何をしても我が子は帰ってこないという事実を前にしてまず問い合わせをするのは、どのようにして死んだのかという事です。そして、この問い合わせに保育者側は充分に説明をする事がないのがほとんどです。自分の子供の死を納得させる明確な情報が無いままに、保育施設側の損害賠償を意識しての過失はなかったという主張がはじめれば、せめて我が子の短かい生と死が社会的に意味あるものであつて欲しいと思う親の側の想いは絶望的なものになってしまします。

事故を問題にしても、問題が保育内容でなく、損害賠償金の問題になってしまった社会実態、保育実態は、子供を亡くした側からは、二重につらいものになっています。

特に、母親は、子供を他人に預けて働くからいけないという社会の非難を受けるのが通常です。裁判をして、金銭和解をしても周囲の理解は少なく、孤立感を持ったものになります。

山形市で裁判闘争を続けている伊豆田夫妻が次のように語っている内容は、以上の事を鮮明にあらわしています。

『法律には縁のない夫と妻が、時にはいさかいを、時には慰めあって弁護士を唯一頼り続ける裁判は重い。苦労の連続です。

それでも続けるのは、子供が死んだ事への怒りと悲しみと、納得出来るものを確かめたいからです。頑張れという人は沢山いても、現に支援の一人もない心細さ……』

そして、ひとたび金錢を受けとれば、社会に対しても、保育施設に対しても、一件落着とばかり、発言力を失つてしまます。

径一ちゃんのお母さんが裁判所への要請署名を取っていく斗争の中、「そんなにお金が欲しいのかね」という声を耳にして、一瞬動く力を失つたというように、現実の社会の考え方は、我が子の死をせめて意味あるものに考えたいと思う親にとってきびしいものがあります。

子供を亡くした親がどのように対処すべきかと言う事は、酷になるかも知れませんが、子供の死に至る経過、原因、保育上の問題点について保育施設側にあきらかにさせる事は大事な事であります。

最低必要な事でしょう。

そして、我が子の死を意味あるものにするため、保育の改善を追及する事も必要だと思います。大変な事ですがその事しか、子供の短かい生と死を意味あるものにするものはないのですから。

事故のあった保育施設に自分の子を預けていた父母の対応は、全般的に悪いものです。死亡事故があつたのですから、保育者側に対し、事故は何故起つたのか、保育上の問題点はないのか、改善すべき点は、という父母側からの問い合わせは当然あって良いのですが、このような動きを私達は知る事は出来ませんでした。又、子を亡くした親を支援するという動きもほとんどないと書いていいくらいです。

この事は、子供を現実に預かつてもらつているという事実、人質をとられている形から、どうしても保育施設側に對して弱い立場になつている事からくるのでしょう。しかし、事は自分の子供の生命に関する問題であるのですから、最低限必要な要求はしていくべきだと思います。

### (その3) 事故に対する行政の対応

本調査からは、行政の保育施設における死亡事故に対する対応は失望をせざるを得ないほど悪いものでありました。

一言でいえば「児童福祉法の精神が欠如している状態」と言えます。

死亡事故に対する具体的な対応の形は、

①死亡事故に対する黙殺——まったくの知らないふり。

②形式的な葬式への参列及び香典。

③事故関係者からの告発に対しても、法的には責任がないという対応。又は若干のお見舞金の支払い——その場合でも、行政として過失や責任はないと前置きがある。

というものでした。

これらの行政の対応には、一貫して表沙汰にならないように問題化しないようにという自己保身的な姿勢がつらぬかれています。

事故に対して原因究明、再び事故が起こらないための対策という本来、行政が取り組まなければならない形は、三鷹市の公立保育園の例を除いて一つも知る事が出来ませんでした。

私達は、四年前に裁判所に提出した事故例調査報告書（事故例55）の考察の中で次のような指摘をしました。

『職業別電話帳の幼稚園のページには、ベビールーム、ベビーホーム、保育ルーム等と大きな活字が踊っています。

このように誰からも監視・監督がない私設乳児施設が氾濫しています。野放しの状態で“保育”が利潤追求の対象とされ続けられるかぎり、更に多くの乳幼児の「発達権」が阻害されつづけ、「生命」は「死」という形で奪われ続けられるでしょう。』

それから四年半の時がたつて私達の指摘は、不幸な事に適中したのです。ベビーホテルという言葉が社会的に通用するほどに増え、それにともなつて死亡事故も増えつけました。

そのような子供達の置かれている保育状況がTBSテレポート6のキャンペーんであきらかにされ、社会問題化される程に状況は悪い方向に進んだのでした。

裁判所に提出した報告書で私達はつづいてこう言っています。

『私達は、このような現実の保育状態を正すことの出来るのはこの状態を作ってしまった保育行政であると考えました。保育行政は多くの幼い生命を代償として又、次代を担う数多くの乳幼児の健全な発育を保障するために、確固として自らの責任を果すべきであると考えます』

現在でも、まったく同じ事を言いたいと思っています。それと

言つるのは、以下ののような事実があるからです。

ベビーホテルが社会問題化して厚生省も無認可保育園の全国調査をせざるを得なくなりました。そしてベビーホテル規制案が作られました。

しかし、このような事は、末端の保育行政に、自らを守る事が出来ない子供達への血のかよった考え方があれば個々に出来る問題だと思うのです。

末端の保育行政の児童福祉法の精神の欠如は、保育状況の社会問題化が起り、保育行政の問題が社会的に指摘された後でも、変わるものではありませんでした。

事例研究④であきらかにした石井ベビールーム（二人も死亡させた保育園）がベビーホテルが社会的に問題ありと批判を受けている中で、保育園名を風の子保育園として開園したのでした。

その問題について死んだ裕美ちゃんのお母さんと共に私達が三鷹市に指摘に行った時に三鷹市は、開園の事実についてまったく知らないと言つ始めたでした。

そして三鷹市の保育課は、私達の指摘した事実に対して何もせず、その後の風の子保育園の助成申請に対しても、自ら判断する

事なく東京都の方針が助成申請を受けない方向だからとしか言わないのでした。

私達の『二人の子供を同じ形で——保母のヒザの上で離乳食をつめこませて窒息死させてしまったという問題保育であり、このままでは三度の事故になりかねない』との指摘にも保育課長は、ベビーホテルに規制法案の適用は東京都の問題、三鷹市が風の子保育園を指導する事は不可能と言うばかりでした。

このように末端の保育行政は、厚生省が無認可保育園の全国調査をし、ベビーホテル規制法案を作らざるを得なくなつた状況に於いても、何ら有効な手段を取ろうとはしていません。

逆に財政難を口実とした福祉切り捨て政策の一環として行政の対応は、保育料値上げ等、更に悪い方向に進む形が現実の状況です。

## おわりに

この調査は東夫妻を含む達ちゃんの会の活動として、特にこの二年間余は活動の中心課題として、会のメンバーが交通費、通信費など全て自分で進めてきました。お金も力もない女たちが、何が子どもたちを死なせてしまったのかその原因と責任を明らかにしたい、二度と子どもたちを死なせてはならないと、調べたものです。

長い歩みであつただけに、基本姿勢は変わりはしませんでしたが、調査に対する考え方や明らかにしたいことは時折りに少しずつ変化して、そのたびに再調査をくり返してきました。そのこと自体、私たちのように微力な者たちにとって腰くだけになりそうな大変なことでした。が、せっかくこんなに多くの子どもたちの死の問題を提起するのなら、より正確なものを出したいと思い、最初の予定から期日も大巾に遅れ形式も変更してまいりました。

この長い歩みは、子どもたちの死に対する人々の見方も変えてきました。私たち（東夫妻含む）は、常にこの問題を社会問題として抱えて、二度と子どもたちが「保育施設」で死ぬことがないように社会に訴え続けてきました。しかし、たとえ一〇〇人以上の子どもたちの死を目の前

に並べられても関係なしとしてとりあわなかつた行政や、裁判記録集を持参して新聞等で紹介してほしいと頼みに行つても会つてもらえなかつたマスコミの人々、そして知恵を借してほしいと頼んでも協力してもらえたかった研究者たち、皆で考えてほしいと訴えても反応のなかつた保育運動団体、関係者、これらの人々がこぞつて動きだすことになりました。

それは直接的には私たちがこの調査を始めた頃には聞いたことのなかつた「ベビーホテル」が急増し、良きにつけ悪しきにつけ利用者が増加し、「保育所はどうあるべきか」とか「保育とは何か」ということを議論しなければならない状況を生み出したということもありました。が、その背後には、整わない保育施設の中で誰れにも見とられずに死んでいった子どもたちの叫びがあると思うのです。

ベビーホテル問題が語られ、そのさなかにも子どもたちの死が報道されるたびに、私たちはこの調査報告書を早く作りあげなければならぬ、子どもたちの死を無駄にしない為に死からないよう社会に訴え続けてきました。しかし、多くの人々に伝える義務があるとあせりました。

公的な保育施設の不足不備をこれまで子どもを抱えて働き続けようとした親たちは、親たちの努力もさることながら、保母、地域の人たちの協力と努力のなかで共同保育所などを創り出してほしくと頼みに行つても会つてもらえなかつたマスコミの人々、そして知恵を借してほしいと頼んでも協力してもらえたかった研究者たちは、皆で考えてほしいと訴えても反応のなかつたこととは筆舌に尽しがたいことは言うまでもないことです。ですから、これらの「ベビーホテル」の登場は親たちの子育てのしんどさのあたりをくすぐるウマイ商売でした。

しかし、よく考えてみると、「ベビーホテル」よりずっと高額の保育料と都や区などからの助成金をあわせてもバザーなどをしなければ保育者の給料すら満足に支払えないのが実情であり、金銭的にも肉体的にも大変な保育というものが「商売」になるということ自体が何かが狂っているということなのではないでしょうか。そういうたなかで、子どもたちの命を守り続けられるということが難しいと思うのです。

ですから、本当に批判されなければならないのは、今頃になって実態調査等をしている行政であることは事実です。しかし、実態調査ぐらいで子どもたちの命が守れるはずがないことは

周知のことです。現に東京都などでは調査直後に死亡事故をおこしたベビーホテルがありました。

常に弱い者にしわよせはいきます。この法則が子どもたちの命を奪っていくのなら、なんとかして行政の立ち遅れを改めさせ、私たちの手で子どもたちの命を守らねばなりません。

公的な保育施設だからといって現状では決して十分な保育条件とはいえません。

多くの子どもたちの死が“突然死”という言葉で、子どもたちの病気の為とされて片付けられていきました。しかし、それが本当に、そういう放つておいていい問題かどうかはこの報告書が十分に語っていると思います。

この報告書はあくまでも中間報告書にすぎません。なぜなら、保育施設での死亡事故が続くかぎり、調査はつづけられるからです。もちろん私たちはこの調査が終わることを祈り、そのための新たな活動を開始します。終わりに不十分な調査ではありますが、二度と保育施設での子どもたちの死がおきない為に、この調査報告書が活用されることを期待したいと思います。

徑ちゃんの死をムダにしない為

保育を考える会

## 「径一を返せ」バックナンバー

No. 1 (1973. 2)	径一ちゃんの死と反響	100円 品切れ
No. 2 (1973. 4)	径一ちゃんの会結成集会 ——基調報告——	100円 品切れ
No. 3 (1974. 1)	第1部 径一ちゃんの死後一年間 第2部 無認可保育園での死亡事故例	200円
No. 4 (1974. 6)	2.24集会報告 ——裁判闘争を始めるにあたって——	100円
No. 5 (1975. 2)	足立区交渉	200円
No. 6 (1976. 7)	竹の塚ベビーセンターの保育実態 突然死と保育環境	300円
No. 7 (1978. 11)	判決を前にして、事故例報告	300円
No. 8 (1979. 9)	径一ちゃん裁判資料集(1)	2,000円

## 東京高裁で控訴棄却

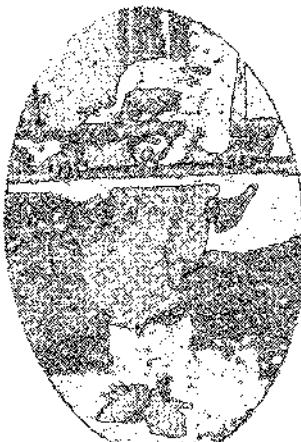
一東径一ちゃん裁判

「死因は突然死」と断言

平成十四年 東京高等裁判所第一庭  
(原告 増田義典)は原告へちやん  
と裁判所へおこして控訴棄却の判決を  
出しました。

『か十年の「九七」』  
月東京都足立区にあつた竹の塚駅  
ピーセンター(土樹和長・無題)

可保育所で産在（おやし）（即座に）死んでいた。一歳（一月）が睡眠中死んでしまった。間親である東大義は「放置の末に死んでしまった」と嘆息（ためいき）である。保育行政の貧困が原因で死んでしまった。この第一審裁判官によると、「一九七三年三月東京地検は、竹の塚ベビーセンター・足立区・東京都・国に対する損害賠償を請求して訴訟した。この第一審裁判官によると、日本は長期にわたって子供の不育問題を抱えており、その原因は、子供の多さと、子供の高齢化によるものである。」



### 元気なころの第一ちゃん

行政責任には触れず  
セレーナ、地裁判決と同様に行政  
の責任はないと言ふが、彼はこゝ  
なる。ほんとうに、今回の事故判  
決は、一審判決の焼き直ししか  
なく十分な審理もくそまじさが  
ターシ「判決がある」  
七月十四日不審死事件、東大教授  
とい、裁判を終えた。「ほんちや  
んの死をどうしたんだ? 保育  
を兼ねる併せ、たたかねば損害賠  
償を持ち、部長が抗議状を提出  
すことない」と最高裁に上告する決  
意をかためた。  
ベリーーント問題が社会問題化  
する中、保育施設における死「事  
故は増え続け「死」ちゃんの命」  
ではない、「十五名もの死」  
故をつかんでる。そしてひれひ  
の事故のほとんどは隠かの闇かと  
思われてしまつてゐる。物も問題  
すに幼い命を奪はでしまつた子  
どもたちは命をもつてゐなか  
れるのだろうか。保育問題の最  
辺沿の問題として死「事故の問題  
をぬきにしては、保育運動の真の  
前途はなはだらうと思う。今後の  
「死」ちゃんの命」の活動は注目

径一を返せ No.9 ■ 130の叫び——事故例調査報告書  
調査発行 ■ 径一ちゃんの死をムダにしない為に保育を考える会（東京都）  
発行日 ■ 一九八二年十二月